

平成13年厚岸町議会第4回定例会会議録

招 集 期 日	平成13年12月12日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成13年12月13日 午前10時00分
	延 会	平成13年12月13日 午後 3時00分

1 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	cm 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 mm 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育委員会 管理課長	田辺 正保
助役	鈴木 英世		
収入役	君澤 英二	教育委員会 生涯学習課長	大野 榮司
総務課長	大沼 隆		
企画財政課長	黒田 庄司	監査事務局長	阿野 幸男
税務課長	柿 修一	農業委員会 事務局長	松浦 正之
町民課長	古川 福一		
保健福祉課長	斉藤 健一	教育委員会 体育振興課長	澤向 邦夫
環境政策課長	西野 清		
農政課長	福田 美樹夫	水道課長	山 国雄
水産課長	小倉 利一	病院事務長	大野 繁嗣
商工観光課長	久保 一将	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
管理課長	松澤 武夫		
建設課長	北村 誠	デイサービス センター施設長	玉田 勝幸
監査委員	今村 實		
教育長	富澤 泰		

1 会議録署名議員

2番	塚田 丈太郎		
3番	田宮 勤司		

議 長	<p>ただいまより平成13年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻 10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番塚田議員、3番田宮議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。</p> <p>これより11番、谷口議員の一般質問を行います。</p> <p>11番、谷口議員。</p>
11 番	<p>私は本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました雇用問題について、町長の考え方について質問をしてみたいと考えております。</p> <p>長引く不況が続く中で、釧路市において太平洋炭礦の閉山提案や長崎屋釧路店の閉店、スーパーマツダの倒産など相次いで暗いニュースが続いている中、さらに企業のリストラなどにより中高年の失業者の増加が目立っており、そういう中でのこれらの中高年齢者の再就職は大変難しい状況にあります。町内において雇用状況はどのようになっているか押さえておられるかお伺いをまずいたします。</p> <p>次に、この中で平成11年度から13年度までの3年間の時限措置として行われてまいりました地域雇用交付金事業の、厚岸町において、初年度については事業の実施を見送りましたが、12年、13年度の事業がどのように行われ、その効果がどのようになつたか説明をお願いするものであります。</p> <p>その中で新たに創設されました緊急雇用創出特別交付金制度について、この制度の内容、事業メニュー等について、そしてこれを厚岸町としてどのように活用し取り組んでいくのか説明をお願いいたします。</p> <p>次に、今年度から実施される季節労働者の冬期援護制度のうち技能講習助成金制度は、昨年までの20日間の講習から今年度は16日間に4日間の短縮され、受講給付金も約4万円の減となるもので、現場の生活を支えてきたこの給付金の削減は季節</p>

労働者にとって大きな打撃であり、その対策が求められますが、委託講習を4日間受講いたしますと昨年度と同額の給付金が受給できますが、これらに対しても支援策を考えているかどうかをお伺いいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

議 長

町長。

町 長

おはようございます。

11番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町内の雇用状況についてであります。町では企業ごとあるいは産業ごとの情報が集まるシステムはございません。唯一管内の雇用関係情報を持つ釧路公共職業安定所では自治体ごとの情報になっていないことから、私どもの求める雇用関連の情報は全く入手することができないので、お示しするものがないことをご理解を賜りたいと存じます。

また、長崎屋釧路店、太平洋炭礦の影響についてですが、幸いにしてどちらも厚岸町民の雇用者がいないことを確認しております。

次に、雇用創出の取り組みについて平成11年から平成13年の事業内容と成果についてのご質問でございますが、この3年間の緊急地域雇用特別対策推進事業は平成12年度が治山施設機能確保事業、家畜ふん尿処理調査研究事業、平成13年度が全町型GIS導入に伴う基本計画策定事業、保有文化財のデータベースの事業の合計4事業で総事業費1,529万5,000円でございます。この事業の雇用者数は30名で、そのうち新規雇用が14名でございます。ちなみに新規雇用のうち11名が地元採用者でございます。

事業ごとの成果についてでございますが、治山施設機能確保事業では、集水升や利用末水路に堆積している土砂の撤去を行い、施設機能の維持を図っております。

家畜ふん尿処理調査研究事業は、農家個々の合理的な管理と利活用する処理システムの提案を目的にしたふん尿処理実態調査でございます。

全町型GIS導入に伴う基本計画策定事業は、町が所有する図面類を地理情報として電子化する計画づくりでありました。計画策定とあわせ図面類、台帳類の推量と把握の資料調査も行うことにしています。

保有文化財のデータベース事業は今年度追加事業として認められ、保有文化財の画像情報データベースを構築しようとするもので、12年度終了事業、13年度取り組み事業それぞれ事業効果が達成され、またはその後の事業展開に有効に利活用され

ているものでございます。

次に、新事業についてですが、国は13年度から16年度の4年間で3,500億円の新たな緊急地域雇用創出特別交付金事業を創設いたしました。このうち北海道分は153億円が配分されることになっております。市町村に配分される額とは言いまして、現段階で国から配分基準が示されていないことから、北海道では仮の配分額として76億円を配分額として、この仮の配分額によりますと厚岸町の額は2,125万8,000円と示されております。

新事業では事業費に対する人件費率が80%、全労働者に占める新規雇用率が75%を確保することという新しい条件が出され、従来の緊急雇用事業の新規雇用にかかわる経費が事業費の25%以上を確保することというものと比較して、より雇用対策に重点の置かれた内容になっております。

町の現在の対応状況は、教育分野や森林整備を中心に事業の組み立てをしている段階でありまして、事前に北海道に要望しました事業は、事業費ベースで6,700万円程度になっておりまして、これを2,100万円台に絞り込むことになってまいります。雇用の場の確保、事業内容の緊急性等さまざまな角度から事業の選定をしていくこととなりますが、新事業の創設目的を十分こたえられるよう対応してまいります。

次に、季節労働者の冬期援護制度の変更に伴い委託講習として行われる技能講習を受講される方々への対応についてであります。今年の3月定例会でもご意見があったと聞いております。

技能講習を積極的に受講され技能資格を取得されることは、厳しい雇用環境に対応する手段として当然のことであり、個々人がそうした努力をされることは好ましいことだと思っております。昨年の冬期技能講習助成給付金の改定は、委託講習を伴わない技能講習の給付額を、11万7,000円から9万3,000円に引き下げるというもので2万4,000円の引き下げになりました。制度が季節労働者の失業特例給付日数を90日から50日に引き下げる措置の援護制度として創設された背景を考えますとき、技術講習受講に要する交通費の一部を町が支援するよう仕組みを検討したいと思っております。できれば年度内に結論を出したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議 長  
1 1 番

11番、谷口議員。

ただいま町長からご説明いただいたのですが、まず、この不況等に伴う倒産等による離職者の問題なんです。今、町長の説明では太平洋炭礦だとか長崎屋に直接従事されているとか、働いている方はいないんだというような説明があったのですが、今回この太平洋炭礦の閉山というのはやはり深刻なものがあって、釧路市は大変な状況に今なっているわけですが、よく調べてみますと、太平洋炭礦というのは相当の関連する企業があるわけですね。炭鉱の事業として必要な関連会社あるいはそれとともに地域になくってはならない企業があるわけですが、町内でも聞いてみますと太平洋炭礦の関連会社で働いているという人はいるんですよ。直接太平洋炭礦に勤めている人はいないけれども、太平洋炭礦の下請け関連会社とかそういうところで働いている人もいて、結果的にはもう解雇が始まっているというようなことを聞いているんですよ。そうすると、やはり町内で今後こういう人たちが生活していく場を確保できるかどうかということになると大変厳しいものがあるのではないのかなというふうに思います。

そして、さらにこの太平洋炭礦の問題だけでなく、長崎屋が閉店をする、スーパーマツダが倒産をしてしまうというようなことで、どんどん市内での働く場がなくなることが、こういう私たちの町にも波及してくるのではないかなというふうに思います。

小泉さんが今仕事は何ぼでもあるというような話をしておられますけれども、釧路の職業安定所に行って調べてみましても、やはり働く人たちの条件というのは年々厳しくなっていて、一定の年齢に達した人の就職は非常に難しくなっているというふうになって、年齢制限で結果的には再就職ができない人が多くなっているという状況があると思うんですが、これらについてどのように考えておられるのかなというふうに考えます。

それから、今、生活改善センターに職安から情報が来て、一定程度閲覧できるようになっているのですが、そういうものが利活用されているのかどうかちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

次に、地域雇用交付金事業なんです。これは国が各都道府県に基金を創成して、それを基金に基づいて市町村が事業を行うということで、厚岸町においても初年度は事業を見送って12、13年度3事業を予定されまして、その後で先ほど説明されて

いるように文化財のデータベース事業を厚岸町が行って4事業になったという説明があったのですが、この事業を行う中でいろんな問題と言ったら言い過ぎかもしれませんが、結果的にその雇用がなかなか思うようにいかなかったということが今回の新しい事業に反映されて、今、町長が説明されたようななるべくその人件費に多く振り向けられる事業を創出してほしいというのがこの今度の新しい事業の目的ではないのかなというふうに考えます。

そういうことで、今、町長がおっしゃっておられましたけれども、教育だとか森林だとかそういう仕事をやはり大いに厚岸町でも創出していただきたいなというふうに思うんですが、今の厚岸町が特にやろうとしている事業が何なのか、今、先ほど6,700万円ほどの事業を要望していてその中から絞り込んでいかなければならないというふうな説明をされているのですが、この事業が土木事業以外であれば幅広いわけですよね。教育あるいは環境問題、それから防災だとか福祉、保育、地域の振興問題というふうに幅広い事業があるわけですが、厚岸町はこの事業に対して、特にこの3年の中で、どの事業をどうしてもやりたいというふうに考えているのかお伺いをしたいというふうに考えます。

私は、例えば今の環境問題なんかでいえば、海岸の、厚岸町はやっぱり観光の町ですから、ごみの撤去だとかそういうこともやはり必要ではないのかなというふうに思いますし、今、大変に教育の分野でいえば子供たちが大変な状況にあるということで補助教員の配置だとか、そういうことに活用していくべきではないのかなというふうに考えますが、もう一度お伺いをいたします。

季節労働者の援護制度の問題ですけれども、今、町長から説明されましたように、やはり今回のこの4日間の短縮というのは非常に大変だということで、今までも20日間の講習以外の委託講習を受講されている人が結構いたわけですよね。釧路のクレーン教習所まで行っての技能取得をするというようなことがされたのですが、今回はこういう委託講習を受講した人には4日間分の給付金を支給するということになりますから、勢いその受講希望者も多数になるのではないかとというふうに考えておりますし、聞きますと講習を実施する企業組合の話では、なるべく地元で講習を受けられる委託講習も取り入れたいと。受講者をたくさん受けていただくためにそういう制度もとりたいということなんです、今回町長が示されましたように一定程度の施設があるところで受けなければならない委託講習もありますから、この町

長が示されました一定の交通費等の援助については何とか実現する方向でお願いしたいというふうに考えるのですが、この点もう一度お伺いいたします。

それと、今まで町としてやってきた講師の派遣だとか介助士の補助だとか、こういうものは引き続いて行っていただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議 長

町長。

町 長

再質問にお答えをいたします。

私からは太平洋炭礦に関連する質問に対してお答えをいたします。以下は担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ただいまお話ございましたとおり、太平洋炭礦、長崎屋が今日の状況を迎えているということは大変な問題でございます。これは釧路市のみならず厚岸町を含む釧路地方にとっても経済的にも大きな影響が出るものと思っております。

先ほどご答弁いたしましたけれども雇用者がいないわけでありましたが、しかしお話がございましたとおり関連企業に働いている方々が解雇が始まっているというお話を承りました。私はまことに残念に思うわけであります。

そこで、私といたしましてはその実態を直ちに調査をしまし、対応を図ってまいりたい。かように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議 長

商工観光課長。

商工観光  
課 長

質問者のご質問の中で、改善センターに置いてある離職表の利用についてというお話がございました。この分も私の方からつけ加えさせていただいて答弁させていただきますが、現在、役場の1階ロビーと改善センターに離職表の写しをハローワークから取り寄せた中で配置をしております。

それで、設置目的そのものは、離職表を備えてそこで就職相談を受けるということまでは実は考えておりませんで、配置をしております最新の離職表をご覧いただいで自分の気になる職種ですとか勤務地でありますとかという情報を個々人でごらんいただいで職安の方に具体的な相談に行っていただくというつなぎの目的で実は配置をしております。行政上の縦割りの機能から申し上げますと、就職あっせんみたいなものまではなかなか役場でやりにくいということでございまして、この利用状況はどなたが利用したという実は把握をできるシステムを取っておりませんで、そういう意味で何人がご利用いただいでいるのかという分については全体把握しておりませんが、時々役場の方にもおいでいただいでごらんになっている分は見てお

りますし、特に役場で臨時で雇用されている方々の、期間6カ月以内とかという期間で働いておりますけれども、そういった方々の利用が特に目立っているのかなという感じで受け止めております。全体的には大いに利用していただいているというふうには申し上げられない状況でございます。

次に、緊急雇用対策の3年間でやろうとしている事業、特に厚岸町はどういうものをやりたいというご質問でございますが、町長から先ほどご答弁申し上げました3年間で約6,700万円の事業メニューは、教育分野、それから森林整備を中心にしましたもの、それから、商工観光課でアヤメの雑草駆除を人の手でできないかというようなことも含めまして全体で7本の事業でございます。いずれも3カ年間フルにその仕事をやりたいという計画が上がっておりまして、それを合計して7本の事業で約6,700万円という金額が出てまいりました。

それで、教育関連で申し上げますと、議員おっしゃられてますように障害児就学児の指導介護要員でありますとか、それから、情報館におきます地域住民のIT学習支援事業というメニューが上がっております。

それから、林業関係で言いますと、植栽木の枝払い、林道の草刈り、補修ほか林道整備が中心になってまいりますが、こういった事業。

それから、社会教育の分野では、13年度追加をしました事業の文化財データベース事業と同様の情報データベース事業を継続してやりたいという中身でございます。

それから、情報館のホームページの整備事業等もこの中に入っております。

こうした事業を含めての全体の要望でございます。

先ほど町長の方からご答弁申し上げましたように、現段階では確定の数字ではございませんが、3カ年で2,100万円程度に圧縮せざるを得ないという道の方針でありまして、その数字に合わせて、じゃあ厚岸町がどの事業を選択していかうかというところがこれからの詰めになってまいります。

特徴としましては、先ほど申し上げましたように新しい事業の目的であります雇用創出の効果をどう上げるかということがキーポイントになってまいります。そういう意味では、先ほど申し上げました森林整備事業というものを中心に置きながら全体の組み立てをしていくことになるのかなというふうに思っております。

それから、冬期講習の部分でございますが、例年100名程度の冬期講習の受講者がいらっしゃいます。それで3月にご質問いただきまして、私どもも冬期講習の実

施をしております事業者の方にもいろいろ情報をいただきました。

それで、委託講習そのものがなかなか地元で開催をできないという悩みを事業者の方も持っておりまして、そういう意味では、ぜひ 100名を数える受講者がそろって地域に出てきて、いわゆる講師派遣の形の技能講習ができないかということも実は思っていたわけでありまして。そういう意味で、質問者が言われるように、これからの展開として地元講師派遣型の講習と、それからどうしても教育機能を持ったいわゆる講習の資格を持った機関に派遣をせざるを得ないというような講習に分かれていくんだろうというふうに認識をしております。

そういう意味では、釧路あるいは白糠に行って受講せざるを得ないという方々に対する交通費の一部助成みたいなものをシステムとして考えられないかというような指示をいただいておりますので、その線に沿って私どもも検討してまいりますし、検討する中ではさらに講習実施事業者の方にもいろいろ情報をいただいたり、ご相談申し上げながら進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長  
1 1 番

11番、谷口議員。

今、町長の方から実態調査をさらに進めていただくということなので、これはぜひやっていたきたいなというふうに考えます。

それから、職安等の情報の問題ですが、今は離職表と言っていましたけれども求人情報ではないのかなというふうに思うのですが、結果的には何か役場で働いている人は活用しているけれどほかの人はもうほとんど活用していないと。これはやっぱり宣伝不足ではないのかなというふうに思うのですが、やはりそういう情報があるんだということを町民にも知らせることが大事ではないのかなというふうに考えますが、これらについてやはり町の広報等を通じての周知が必要ではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、地域雇用交付金の問題ですが、結果的には緊急という名前がついているわけですね。そして、やはりこういう状況でありますから、1人でも失業者を救い上げていくというところにその力を入れていただかなければならないのではないのかなというふうに思います。そういうことで、今回の事業は特に人件費に大きく重きを置いた、重点を置いた事業を実施してほしいということになっていると思うんですね。そういうことでいえば、教育だとか森林だとかそういうところは特

に人件費が必要になる分野ではないのかなというふうに思うのですが、この辺をやはりもう少し絞り込んだ対策を、これはいつごろまでこの絞り込みを進めようと、事業を確定しようというふうに考えているのか、もう一度伺いをいたします。

議 長

それから、最後の冬期援護制度の問題ですが、やはり今、町がやろうとしていることに積極的な対応を今回の冬期の講習で実施をしていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

町 長

町長。

再々質問にお答えをいたします。

まず、谷口議員からお話ございました、町が側面から支援をいたしておりますハローワークの求人情報を役場庁舎に提供しているという中での、職員だけではだめだと、もっと町民にもわかるように周知をしたらどうかと。これ、当然であります。質問のその考え方に沿った方法を善処してまいりたい、かように考えます。

議 長

以下の質問については、担当課長から答弁をさせます。

商工観光  
課 長

商工観光課長。

緊急雇用創出のまとめる時期でございますが、20日に、実は札幌市でこの説明会をやるという連絡をもらっておりまして、具体的にはその段階でいつごろまでに町の事業をまとめれという指示があるんだらうと思っておりますが、ただ、これまで進めております道のスタンスとしましては、1月早々には事業費の確定をするために全道の事業メニューを調整をする。これは市町ごとで上がってくるものを全道に集約をし、市町村枠以外に道の枠もございますから、そういった意味での調整を早い時期に済ませて国の方に持っていくという形をとるようでありますから、遅くとも1月の段階では各町村のものをまとめれ、最終的にまとめれという形になるのではないかというふうに想定をしております。

そういう意味では、そこに焦点を絞って、今上がっております事業メニューのさらなる精査をし、議員おっしゃっておりますように雇用効果をいかに上げるのかというところに重点を置きながら、さらに緊急性の問題もつけ加えて絞っていくという形になろうというふうに思っております。

議 長

冬期講習の分につきましては、先ほど申し上げましたように年度内でのシステムづくりというものを指示をいただいておりますので、進めてまいりたいというふうに思います。

以上で谷口議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告のありました7名の議員の一般質問を終わります。

議 長 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 ただいま上程いただきました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、  
提案理由のご説明を申し上げます。

厚岸町における人権擁護委員につきましては、現在3名の方が法務大臣から委嘱  
をされております。このうち諮問第2号の三栗氏につきましては、明年1月31日を  
もちまして3年間の任期が満了することになります。したがって、人権擁護委  
員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙を有する住民で、人格識見高く  
広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を引き続き推薦するもの  
であります。同法同条の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町梅香町1丁目42番地。氏名、三栗志朗。生年月日、昭和13年  
6月21日。性別、男。職業、僧侶。

以上でございます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

議 長 日程第4、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。

町長 ただいま上程をいただきました諮問第3号の提案理由をご説明申し上げます。

平成元年11月から4期、12年間人権擁護委員としてご活躍いただきました佐藤勝美氏につきましては、年齢が満75歳となり、再任の目安となる年齢の上限に対し今期限りで勇退するとの意向もあり、新たに次の方を推薦いたしたく議会の同意を求めらるるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町大字苦多村字尾幌82番地 134。氏名、澤田晃。生年月日、昭和11年4月1日。性別、男。職業、無職。

なお、参考といたしまして、新たに推薦いたします澤田氏に関する職歴等を別紙のとおり添付させていただいておりますのでご参照を願いたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、原案のとおり適任と決するに  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

議長 日程第5、議案第103号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。町長、自席で結構です。

町長 それでは、お許しをいただいて自席からご提案を申し上げたいと思います。

ただいま上程いただきました議案第103号 教育委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明を申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、現在5人の委員を議会の同意を得て任命させていただいておりますが、このうち池田委員につきましては、本年12月23日をもって2期目の任期が満了

いたします。したがって、同法第4条第1項の規定により本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町字住の江町11番地 283。氏名、池田治。生年月日、昭和22年4月3日。性別、男。職業、税理士。

以上でございます。

よろしくご同意を賜りたいと思います。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 日程第6、議案第104号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

管理課長 ただいま上程いただきました議案第104号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由等について説明申し上げます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることは議決事件であることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、内容について説明を申し上げます。

1、損害賠償の相手方。厚岸町字宮園町 173番地6、坂眞澄氏であります。

2、事故の概要であります。

平成13年9月26日午後零時45分ころ、厚岸町松葉町4丁目44番地1地先の交差点

におきまして、事故現場はスナックつどいの前です。厚岸町職員が職務上町有自動車を運転中に、信号待ちで停車中の相手車両に追突したという内容でございます。

なお、過失割合につきましては町職員が 100%となっております。

3、損害賠償額であります。金30万 9,466円です。

なお、現在相手運転者が頸椎捻挫により通院治療中でございますので、人身に係る対人賠償額につきましては別途示談交渉の上ご提案したいと存じます。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、安全運転管理者として大変申しわけなく反省しているところでございます。公用車を貸し出す際には事故を起こさないよう、あるいは事故に遭わないよう口頭で注意を喚起しております。また従来から安全運転推進目標を毎月作成しまして全職員に対するメールにより安全運転の啓発を行っているところでございますけれども、今後とも事故防止のために、さらに安全運転に努めるよう指導を行っていきたく存じます。

以上、大変簡単な説明でありますけれども、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑を行います。  
ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第7、議案第 105号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

管理課長 ただいま上程いただきました議案第 105号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由等について説明申し上げます。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることは議決事件であることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、内容について説明を申し上げます。

1、損害賠償の相手方。釧路市城山1丁目10番地15号。明作運輸株式会社であります。

2、事故の概要であります。

平成13年10月12日午後2時ころ、厚岸町字宮園町205番地1地先の国道44号線の路上、事故現場は木工センターの前でございます。厚岸町職員が職務上町有自動車を運転中、右折しようとして車両の前部が中央線から出た直後に一時停止をしたため、糸魚沢側から釧路方向に走行してきました対向車両と衝突したというものでございます。なお、過失割合につきましては、町職員が90%であります。

3、損害賠償額であります。金34万9,311円あります。

先ほど議決いただきました議案第104号の提案のときにも申し上げさせていただきましたけれども、今後とも事故防止のためにさらに安全運転に努めるよう指導を行っていきたく存じますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上、大変簡単な説明でございますけれども、ご審議の上ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

16番 音喜多議員。

さっきの104号と105号と中身を聞いてみる限りでは、初歩的なというか簡単な事故が多いわけですね。これは大きなことは私も言えませんが、いずれにしてもこの事故の状況を想定すると、本当にちょっとした注意というか運転手としての、事故というのはみんなそんなものかもしれませんけれども、本当に基本的なところ、一時とまれを無視しちゃったとか、あるいはそういった状況の判断が甘かったとかそういうことが多いのではないのかなというふうに感じます。

そこで、役場の職員といっても外へ出て歩く職員もいれば中にいる部門、いろいろ出るケースというのはまちまだと思うんですね。そういったところの過去の事故ったデータを含めてそういったものをとっているか、どこの部署がこういうふうが多いとか何件発生させているとか、そういったものもやっぱりほかの会社では個々

のデータまでとってやっているわけですが、役場はどういう体制で、その反省の意味でも、あるいは本人の自覚の意味でもどういう体制をとっているのか、まずひとつお尋ねしたい。

それから、先ほどもお話ししていますが、外に出て歩く部門というのは大体想像できます。建設とかあるいは水道等とか下水とかそういったものは直接、あるいは税金等なんかは直接住民との接する部分で出て歩く率が高いです。そういった部門でいわゆる自分の自覚のみならず、例えば自動車学校へ行って冬期間のいわゆるアイスバーン状態でもって訓練をすとか、そういうことは町はしているのですか。そういったものをまず聞きたい。これは民間であればほとんどそういった講習等については、あるいはただ単なる口頭だけでなく身をもって体験するというか、そういう訓練はしているはずですが、これ、町内の職員の人、相手は町内の人も結構いらっしゃるようですけれども、今までの経過の中ではですね。そういったことでのやはり内部の中でもうちょっと検討する余地があるのではないのか。いわゆる大きな事故ではないけれども、この初歩的なことというのはやはり気を改めるといとか気持ち改めるといふ意味ではそういう訓練が必要ではないのかなというふうに感じますが、そういったことでの今これまでの取り扱ってきていること、そして今私がお話ししたこと等についてどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

議 長  
管理課長

管理課長。

ただいまのご質問でございますけれども、まずご指摘のとおり基本的な不注意といますかそれらについての事故が非常に多いという形になるかと思えます。

それで、どのような過去のその事例、きちっと事故原因を把握しているのかということですが、平成8年からただいままで、平成13年度まで各年度の事故件数は把握はしてございますけれども、いわゆるその原因がどうだったのかということまでは、大変申しわけございませんが過去の分は把握してございません。

それで、件数でいいますと、平成8年度につきまして2件、それから平成9年度は5件、平成10年度はゼロ件、平成11年度では2件、12年度は1件、13年度はただいま現在で3件という内容になってございます。

それで、例えばこれから当然冬道に向かいますけれども、ご指摘のように、例えば自動車教習所に行ってアイスバーンでの運転だとか、そういう例えば雨の日のス

リップ状況が当然多くなりますけれども、そういうような運転技術といいますか、それらをやっているのかということですから、これらは職員に対してはやっておりません。

それで、今回の補正予算でも予算措置についてお願いしてございますけれども、今年度中に、釧路に実は自動車事故対策センターというものがございまして、ここでいろいろなそれぞれ事業をやっているわけですが、その事業の中の運転者の適正診断というそういう事業もございまして、これらにお願いして、人それぞれ運転するのにくせがございまして、自分では気づかないくせがある場合が多いのですけれども、これが思わぬ事故を引き起こす原因にもなるということもあろうかと思しますので適正診断を委託しまして、それぞれ運転者のくせ、これは長所の場合もありますけれども、短所の場合もあると思っておりますけれども、特に短所の場合はその診断の結果に基づきまして安全運転のアドバイスをするというような診断を今回補正でお願いしてございますので、これは人数的には60人分のお願いですが、これもこういうことを考えております。

それから、事故が起きた後で、結果としてですけれども、実は12日付で管理課長、私、安全運転管理者という立場もございまして、私の名前で交通事故防止緊急事態宣言というものを発しまして、それぞれ職員に対して啓発を行っている、このような状況でございます。

以上です。

議長

16番 音喜多議員。

16番

余り多くはお話はしませんけれども、今ちょっとその適正診断、特に過去のデータというか、特に課ではなくて個々のデータでもってこれをよく見ているわけですね、ほかの民間の会社なんかでしたら。これはちょっと三角とかいろんなのがつくのですが、そういったデータをきちっととって、やはりそういう第三者の目で判断をしていただくということが必要かと思っております。町が率先して安全対策をやっているわけですから、全くこれだけの人数を抱えて一歩出れば全くないというわけではないのですが、こうして見る限りでは、本当に今まで過去のこういう議案の中に上がってくるのは、公務員というか、それを率先しなきゃならないわけですから、その自覚は持っていて、大した事故ではないけど基本的なところだなというところが多々多いわけですから、それを重々こうして今後は出てこないようにひとつ努力し

ていただきたいというか手を尽くしていただきたいというふうに存じます。

以上です。

議 長  
助 役

助役。

ただいまの関係でございますけれども、今、担当課長の方からも答弁をいたしておりますが、今回の交通事故につきましては全く初歩的な関係でございます、特にちょっとした気の緩み、あるいは注意散漫ということが大きな原因になっているようでございます。

私どもとしては、平素はやはり職場ぐるみの交通安全の取り組みを行っているわけでございますけれども、こういう形でもって交通事故を起こしたということは大変残念に思うわけであります。

それで、過去の事例を見てみましても1カ所の課に固まっているということはないんですね。先ほども件数を申し上げさせていただいたわけでありまして、やはりこれだけの人数を抱えておまして、特に運転業務に従事しているという課におきましても、じゃそこに集中しているかといったらそうでもないということでもあります。

それとまた、やはりその職員を管理する上では、私どもとしては交通法規違反と交通事故を起こしたものに対する処分ということで、これは公用車も含め、私用車も含め、そういった職員に対してはそういった処分をし、要するに事故を起こさないように喚起をしているということが一つあります。

しかし、それだけで済むというものでございませぬ。先ほども担当課長が申し上げましたように、今後この適正診断を実施するとか、あるいは学習、研修をしていくと、力を入れていくとそういうことで考えてございますのでご理解いただきたいと思います。

議 長  
10 番

10番、室崎議員。

事故防止に関しては、今、最新のいろいろなカリキュラムがあると思いますのでそういうものを十分に、例えば今最も進んでいる中では、ニアミスというようなもの、ヒヤリとしたものを全部出さして共有をしていくというようなシステム、カリキュラムもあるようですし、いろんな方法があると思います。それは担当者の方が十分ご存じなのでそういうものを十分に活用しながら、単に事故を起こしてから起こした者が悪いと非難しただけではこういうものはおさまりませぬので、そういう

点についても十分お進めいただきたい。

私がちょっとお聞きしたいのは、104号も一緒になりますけれども、104号のときには対人賠償額が別途に出ますということで人身がありましたという話をしていたのですが、これは追突ですね。ただ、こっちはいわば正面衝突なんですよ。この場合に対人というような事項の部分がなかったのかどうか。

それから、町職員の方は無事だったのか、そういう点についての説明が全くなかったんですね。いわば賠償額の説明だけで終始しているのですけれども、やはり事故の説明としてそういう全体像を示していただきたいのですが、その点はいかがだったのでしょうか。

議 長

管理課長。

管理課長

104号の方の事故になりますけれども、この事故につきましては、今、説明で申し上げましたけれども頸椎捻挫により通院治療中とございまして、相手は運転者1名ということでございます。それで私どもの町職員の運転手についてはけが等一切ございませんでした。

次に、105号の方の事故ですけれども、この事故には実は公用車には運転手を入れて3名乗っておりました。助手席に1名、それは助手席、運転席もそうですけれどもそれぞれシートベルトをしております。それから後ろに職員が1名と、3名が乗っておりました。

それで、職員の方ですけれども、運転者についてはけがはございませんでした。それで、助手席に乗っていた職員ですけれども、すぐに実は入院をしまして、町立病院から労災病院の方に入院しまして、頸椎捻挫で、それから歯が数本折れたということ、これらでもって労災に入院したところでございます。それで先日11月20日に退院して来たところでございます。

それから、後ろに乗っていた職員1名についても数日町立病院に通院したという内容でございます。

それと相手の明作運輸の方ですけれども、相手車両の運転手にはけがはなかったというような内容でございます。

議 長

10番、室崎議員。

10番

今、何かこの議案提案理由説明を一々言うつもりはないんですけれども、こういう議案の説明のときには、やはり全体をきちんと説明してもらいたいんですよ。単

に賠償額が幾らでしたということだけではないわけですからね。特に交通事故なんかの場合には、今、音喜多議員から出ていたように、その事故の予防についてどうなるのかとかいろいろな話も出てくるわけですからね。やはりこの議案になった事故というのはどんなもんだったのかということが、やはり全体はきちんと示してもらいたい。決して町の方が賠償額だけに目が行ってそれ以外の職員のけがだとかそんなことには全然関心がないんだということを私は言っているわけではないんですけれども、やはりきちんとそういうもの全体を示していただきたい。町職員も大けがをなさっているようですからね。

それで、相手方の車両について、今、説明がなかったのだけれど、これは何とか運輸ということになっていけば当然トラックではないのかなと考えられるのですよ。そうすると、やはり右折しようとしたこちら公用車はいわゆる乗用車か何かそういうものではなかったのかと。それがトラックといわば正面衝突をするような事故を起こしているということであろうと思われるんですね。だから、やはりそういうものの全体についてきちんと説明した上で、こういうふうになって、こうなったんだということをきちんとやはり説明するということを今後やっていただきたいんです。

議 長 管理課長。

管理課長 大変説明が悪くて申しわけございません。

事故はそれぞれなければ一番よろしいのですけれども、次回以降このような事故の提案理由の説明の際には、それらの特に、物よりも体が一番心配されることですから、そこら辺の説明をきちっとしていきたいと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

議 長 9番、木村議員。

9 番 大体こうあれしたからそこにはもう触れません。ただ、私自身を含めてこういう交通事故はいつ誰が起こすかわからないほど本当におっかないものです。あんたら管理者も若い者いっぱいいてなんかことで頭痛いね。よくありますからね。あんまり気にしない方がいいと思いますわ。ただし、これは前の人の言ったことをやった上で気にしないということ。何も気にしないというのはだめだ。これをやった上で気にしないということね。やるものやった後ではどうしようもないだわ。これ、話してやったら話してやるでしょ、何十人も。いつ起きるかわからない。

ただ、これありませんか。人間てくせがあるものでね、何ぼ教育しても、図面書

いて教えてもそれでわかるんですな。交通法規丸暗記してものすごいんですわ。うちにもいるんです。何か起きればそれなんですよ。どっか違うんですな、人間のくせというやつは。どっか違う。だからそういうのも絶対ちゃんとしないと、きちっとまじめだよ。ごまかすなんてできない男でね、どっか違うんですな。そういう人間も変なものではいるんですよ。その辺で管理者の人も大変ですが、まあまあ今言ったようにやるものはやってね、それだけなんですよ。

どうも、きちっとやってください。

議 長

答弁、いいんですか。

9 番

いや、ちょっといるってこと。いるから、あえて名前聞かないけどね。

議 長

助役。

助 役

質問者が言われますように、確かに運転者の人にはなくて七癖と言われるように人にはそれぞれのくせがありまして、それで今回もその適正を診断をしようと、そういう形でもってまた指導していこうというふうにして考えてございますので、その点十分気をつけて対応してまいりたいと思います。

議 長

8 番、小澤議員。

8 番

いろいろこの問題等につきまして論議されまして、私もそれなりに理解をしているわけですが、ここで一つ申し上げたいことは、先日、北海道新聞にある会社のこうちょっと出ておりました。

これによりますと、過去に随分その会社は事故を起こしている。それで今度は白昼、昼間ですね、ライトの点灯を指示したと。ということは、ライトというものは自分が走るために見るためにあるだけではなく、自分の所在を相手に知らせるという大きな役目を持っている。特にこれからというものは、やはり日の短い薄暮時の事故というのが非常に起きるわけですね。太陽のかんかん照っているときはよく見えます。ところが曇っているとき、あるいは雪が降っているときというのは特にやっぱり視界が十分でない。そういうときに事故が起こりやすい。普段から昼間曇っているならばライトを点灯する、そういうことを徹底して呼びかけていくということも大事ではないだろうか。

先ほどから、管理課長も今後やはり十分気をつけるように対応していくとそういう話もございましたので、その分十分心得ておられることと思いますけれども、やはりライトの点灯ということも、これはやはり薄暮時だけでなく昼間も天候が悪い

ときにはつけるということ、普段からそういうくせをつけておくということも大事ではないのかな。そうしたならば、やはりいくらかでも事故を防げるのではないかとこのように思いますので、そのこともやはり町職員ばかりでなく町民我々皆さんに呼びかけていくということも大事ではないのかなとこのように思いますが、いかがでしょう。

議 長

助役。

助 役

今、言われましたことも提言として受けとめて対応してまいりたいと思います。

議 長

町長。

町 長

議案第 104号、議案第 105号に関しまして多くの議員さんから指摘なりご質問がございました。

申すまでもなく町職員は公僕として町民の模範にならなければなりません。その中で交通安全というものは大事なことでございます。私といたしましては、交通安全に対する意識の高揚を徹底すると同時に教育をしてまいりたい。かように考えます。

また、昼間のライトの点灯の件ですが、ある民間会社は既に行っております。町としてはどうか。今助役が答弁をいたしたとおり、参考に今後してまいりたい。かように考えますのでご理解を賜りたいと存じます。

議 長

他にございませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第 8、議案第 106号 政治倫理の確立のための厚岸町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま上程をいただきました議案第 106号 政治倫理の確立のための厚岸町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

国は商法の一部を改正し、本年10月1日から施行をしております。

同法の一部改正において、第 199条で規定をされておりました「会社は額面株式もしくは又額面株式またはその双方を発行することを得」という1条を削除しております。

この改正理由は、市場に流通している株式の時価が額面から大きくかけ離れており、株式に額面を期待する意味がなくなったとしております。

恐れ入りますが、議案の15ページをお開き願います。

前段で申し上げました理由により、町長の資産等の報告事項のうち第2条第1項第6号で規定をしておりました「株式にあつては株式の銘柄、株数及び額面金額の総額」という文言からこの「額面金額の総額」という文言を削りまして、「株式にあつては株式の銘柄及び株数」という文言に改める内容でございます。

附則についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますがご審議をいただき、ご承認を賜りますよう提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第9、議案第 107号 厚岸町育成牛等一時管理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

農政課長

ただいま上程されました議案第 107号 厚岸町育成牛等一時管理施設条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

お手元に議案第 107号説明資料として、厚岸町育成牛等一時管理施設条例新旧対照表という 1 枚もののペーパーをお配りしておりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、米海兵隊の沖縄県道 104号線越え実弾射撃訓練の矢臼別演習場への分散実施を契機に、砲撃音等の影響による乳牛の暴走事故を防止するため、国の補助を受けてトライベツ地区で牧柵整備助成事業の一環として整備してきた一時管理施設いわゆるパドックの使用規定を定めたものであります。

平成13年度事業で2基が完成し、計画どおり9基の整備を完了したことから、このたびは別表の第3条関係に「平成13年度整備の2基」を加えるとともに同一字名の施設をまとめ、地番は数値の少ない順に整理したことが改正の内容であります。

追加した施設について申し上げます。

新旧対照表で下線を引いた部分であります、「厚岸町大字別寒辺牛村字トライベツ 114番」。その下であります、「厚岸町大字別寒辺牛村字トライベツ 122番 2」の2基であります。

また、附則において条例の施行を公布の日からとするものでございます。

平成10年度から進めてまいりました牧柵整備助成事業は一時管理施設の柵を含めまして延長約5キロメートル、そのうち一時管理施設部分の面積 3,180平方メートルを整備して、今年度で計画を完了したことを申し添えまして提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり決しました。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第 108号 厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>水産課長。</p>
水産課長	<p>ただいま上程をいただきました議案第 108号 厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案の理由をご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>平成11年度より、厚岸町カキ種苗センターの管理運営の一部を厚岸漁業協同組合に委託をいたしておりましたが、実質的に管理運営する体制をとることができない現状から、厚岸町が種苗生産業務と調査・研究業務を併用できる体制づくりと、種苗の販売をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>お手元に配付をさせていただきました議案第 108号の説明資料、厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する新旧対照表により改正の内容をご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>現行第3条。「第1号 カキの種苗生産に関すること」を、「第1号 シングルシード方式によるカキ種苗の生産及び販売に関すること」に改めるものでございます。</p> <p>次に、同条「第3号 その他目的達成のために必要なこと」を、「第3号 水産増養殖を目的とした調査・研究に関すること」に改めまして、新たに「第4号」として「その他目的達成のために必要なこと」を加えるものでございます。</p> <p>次に、現行「第5条 委託の条項」を削り、「第5条 種苗の販売。カキセンターから生産される種苗は厚岸漁業協同組合に販売する」と規定するものでございます。</p> <p>現行第6条を削り、現行「第7条 委任」を「第6条」に改めるものでございます。</p> <p>恐縮でございますが、議案書第17ページにお戻りをいただきたいと思います。</p> <p>議案第 108号 厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例の制定について</p>

て。

厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例、厚岸町カキ種苗センター条例平成11年厚岸町条例第6号の一部を次のように改正する。

第3条、第1号を次のように改める。

「1号 シングルシード方式によるカキの種苗生産及び販売に関すること。」

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

「3号 水産増養殖を目的とした調査・研究に関すること。」

第5条を次のように改める。

「種苗の販売、第5条 カキセンターから生産される種苗は厚岸漁業協同組合に販売する。」

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附則としまして、この条例は平成14年1月1日から施行する。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

16番、音喜多議員。

16番 当初の目的というか、これを建てた状況、運営を含めて漁業協同組合との共同、将来的には漁業協同組合はそれを受けてやりますよという説明を受けていたわけですが、今回こういう条例改正に伴うということは、漁業協同組合の方から過去のいきさつ含めてこういうふうと一緒にやれなくなったというか、委託を受けられないという状況はどういうふうに説明を受けているのか。

それから、もう1つは漁業協同組合に販売するわけですが、これは漁業協同組合がまた再販して構わないものなのかどうか。その辺はきちっと漁業協同組合と話というかそういう書面をもったものは持っているのかどうか。

そういったことについて、まず漁業協同組合が委託を受けないということになった状況について詳しくお話いただきたいと思います。

議 長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問でございますが、漁協が委託を受けられないといいますが、そういう状況等について説明をいただきたいという内容でございますが、前段、ただいま条例の提案の中でも申し上げましたのですが、施設が平成10年にできまして、

11年から漁組と委託契約を結びまして試験事業ということで、13年までそういった内容で進んでいこうということで実際運営されてきたわけですが、前段申し上げましたように、当初11年の当時からシングルシードの採苗技術を行うべく担当といいますが漁組さんの方の担当職員の配置というのが実際ない中でスタートしてきたと。で、途中から漁組さんの方も担当すべく職員を1名採用したわけですが、でも、それも十二分に機能しないままに今日まで来た。で、実際内容的には私どもの増養殖係の係長、それから担当の者との2人、さらには臨時の方々を、パートの方々を入れまして現実的には11年からこの13年度現在ですが、そういった中で種苗生産をしてきたとこういうことでございます。

過日の一般質問等で助役の方からもいろいろご答弁申し上げておりますが、種苗生産とあわせて、カキ種苗センターのいろいろな機能を活用していくためにも、厚岸湖なり湾なりのいろんな漁場の環境等の調査・研究、さらにはほかの二枚貝の研究開発と、そういったことも兼ね合わせて体制づくりを、兼ね合わせてやっていこうということで私どもの方で委託という形ではなくて、直接経理も含めまして、種苗生産も含めてやっていこうということで、それぞれ漁業協同組合さんの方にもお話を申し上げたところでございます。

それから、販売の関係でございますが、この内容につきましても、漁業協同組合とこのシングルシード方式によりますカキの種苗生産、さらには海面中間育成に関しまして覚書を交わすということで、事務ベースで内容等を詰めているところでございます。

以上でございます。

議長  
16番

16番、音喜多議員。

要は町が直営でやりますよということですね。

で、心配されるのは、今言われているようにもっともっと人を増やしてというか、そういう技術的にも高度的にもいろんな二枚貝も含めてとなると、今の2名プラスアルバイトでは対応しきれなくなるのではないのかなと。ま、漁業協同組合としてはでなくて、むしろ町としては基幹産業であるから、それは維持というか向上させていかなきゃならない、栄えさせていかなきゃいけないという目標も持っています。

しがしながら、昨日からお話しているように限られた財源の中ではどういふようになるのかなと。そういう板挟みの中で、やはりはっきりした、お互いに言い合っ

てというかさせていかないとうやむやの中で物事が進んでいくというか、それはよくないことでありまして、こういうふうに明確に町が直営でやりますよというような形で出てきた場合、町のは財政的にどうなのかと。今言われているように、それを、この事業を栄えさせていくというか、カキを厚岸町のブランド商品として育てていくためには、特にシングルシード方式というのは今日ですか新聞に出てましたけれども、何となく定着しそうなという状況にあるわけですがけれども、それ当然町としては育てていかなくちやいけないことは重々山々知ってございますが、片方ではそういう体制をつくって行く中では諸手を上げて応援でき得るのか、どうなのか。まあ、その辺のところちょっと疑問に思うところでございます。

で、今、漁業協同組合とシングル生産された種苗は組合と協定を申し入れをしてやるというふうになっていますが、これが漁業協同組合が組合員を中心にして考えていращやるんだらうと思うんですが、漁業協同組合がさらにこれは引き受ける組合員がいなくなってどっかの漁協に移すとか、そっちへ販売するとかそういうふうなこともあり得るわけですからそういった場合、一生懸命厚岸町がつくってほかの方に、これはホタテの稚貝にしたってそういうことを、同じことをやっているところもあるわけですがけれども、そういった問題点も出てきますのできちっとやっていかなきゃならんかと存じますが、その辺をきちっと明確に取り交わすことになっているのかどうなのか、その点もう一度お願いいたします。

議 長 助役。

助 役 このカキの種苗センターの直営の関係でございますけれども、もともと施設はご存じのように厚岸町の町の施設でございます。で、漁業協同組合にその種苗の生産について委託ということをお願いしてきたわけでありましてけれども、先ほど課長からも説明してありますように、なぜ直営にしなくてはいけないかということでありましてけれども、それは一つには漁組がその種苗生産施設を受託をしたのですけれども、きちっとした4年後に自立でですね、種苗生産できる技術者の養成、これらがなかったという体制上の問題が一つあります。

もう一つは、やはりこれからの漁業振興ということを考えてときに、今厚岸町として今何をやるべきなのかということがあります。それは昨日も室崎議員の方から一般質問ありましたように、サンカクツブの問題、要するに漁場環境なり生態が非常に多様化されてきていると。そういう中で漁業振興を図っていくためにはきちっ

とした調査をしなきゃいけないということでもあります。

で、この調査機能をやはり充実させるためにその内容としては、やはりさらに種苗の生産技術を向上させていかなければいけないと。さらに、やはりこの優良母貝のカキの遺伝子の分析だとか、あるいはさらにこの事業開発というものを向上させていかなきゃいけない。そしてまた先ほどいったような漁場の調査とか生態系の調査、こういうことをやってきちっとしたデータを保有してそして次なる漁業振興の対応を図っていなくてはいけません。これは以前からも皆様からご指摘を受けているところでございますけれども、そういったことをまず展開していかなきゃいけない。

それともう一つは、この種苗生産コストを下げるためにはどうするかというものが一つあります。今のカキの種苗センターにそういった調査・研究部門を併設することによって、種苗生産に係わる人件費が半分に、ま、極端に言うと、1としますと0.5から0.6ぐらいで済むと、種苗生産に係る人件費が。そういうその種苗生産のコストも抑えることができるという大ききはこの三つの理由であります。

では財政的に大丈夫なのかというご心配もあると思いますけれども、今まで平成11年から3年間は無償でその種苗生産を供給してきました。で、平成14年度からはやはり有料としてそれを販売するということでもあります。しかし、有料としてもやはりあと3年間ぐらいはやはり試験栽培を延長していきたい。種苗のものについては有料化しますけれども、実際その漁業の生産技術そういうものを含めてあと3年間はやはり試験生産をしていきたいということから、この種苗の単価についても厚岸町としては35%ぐらい、やはり支援をしなくてはならないだろう。もちろん、漁業協同組合もそれ相当の漁業者に対する支援もすると。そして漁業者も負担するとこういう三者が負担をしながらかかっていきたいというふうに今考えてございます。

そうすると、町としては14年度からは収入として入ってきますから、そうするとそれらを勘案しますと平成14年度の予算ベースで考えたときに、現在のように委託でやりますと、差し引き1,530万円ほどかかるんですけども、これを直営して今言った種苗の収入を加味しますと1,020万円ほどで、大体14年度は500万円ほど直営の部分で下がるという経済的にはそういうふうに考えるのであります。

ただ、問題は直営にすることによって人の問題もありますが、先ほど言ったように研究・調査部門、これにも力を入れていくということでもありますから、14年度で

は少なくとも職員1人ぐらいはやはり採用していかなきゃいけないだろうなというふうに考えてございますし、それに伴って嘱託も1人ということで2名はやはり増員していかなければならないのではないかなというふうに今考えているところであります。

それと、この直営にするということにつきましては町長からもちろん漁業協同組合長にも話しておりますし、私もじかに組合長と話しまして、今私が説明したこういう形でもってやはり直営でやっていかなければ、よりこれのカキシングルシードを軌道に乗せることはできないという問題。その時に当然その漁業者がそのシングルシードに取り組む姿勢の問題もあります。一生懸命やはりそのシングルシードを何とか軌道に乗せようとして頑張っている生産者もいますし、ただ、そのシングルシードに取り組む姿勢が非常に温度差がある業者もいます。で、それはどうするかという問題もありまして、この問題も漁業協同組合長にじかに話をしました。やはりこれをどうしていくのかということは14年度の大きな課題になりまして、この14年から3年間のさらなる試験種苗期間内にそういったその販売も含めてこういったものをきちっとやはり確立していこうというふうに協議をしております。

それと、漁業協同組合に対してのその販売等も、やはりきちっと組合と町との間でその覚書を交わそうということで、先ほど課長から説明してありますように当然、その一つはひとつの例として販売主導は漁業協同組合がしかけるということもきちっとやはり覚書の中でお互いに意思をはっきりさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

16番、音喜多議員。

16番

心配するようなことを言ってあれしちやちよつとまずいんですけどね、いみじくも今助役は温度差ということを言いました。やはり消費者というのは敏感になっていまして、そういういいものを買いたいというか、当然厚岸町のブランドとして送り出していく以上はそういったものをつくっていかなくちゃいけないわけですけども、消費者次第によっては、あるいは生産者次第によってはコストのかからないものですぐお金になるというかそういった形でというのがやはり今の世の中割り切っているわけですから、そういう意味では生産者自らがという最初のキャッチフレーズからいくと、何となくこれはやってみただけ、時間かかるし、コストもかかる

し、手間暇もかかるしということ従前の種ガキ買った方がむしろコスト的にも、また販売的にもいいという形でいって、最後はお荷物にならないのかなという懸念も心配性の部分ではちょっとあるという。

しかしながら、口を開けば我が町の基幹産業という意味ではどうしてもそれを育てていかなければならないという思いというのは私どももそれは一緒でございます。そういったことをきちっと漁業協同組合にもそれなりの出だしのことを考えれば、やはりしっかりとその責任とまではいかななくても、きちっとやはりそのことを重々わきまえてもらいたいなと私は思っているんです。情勢がこのように変わったから、じゃ町の職員が新たにそういう職員を採用して育てれば育つのか、同じ人間でありながら漁業協同組合はそのところがちょっと私も逃げられているというふうに、詰めとしては甘いんでないのかなというふうに思われてもいた仕方ないのかなというふうに思います。そういう意味では漁業協同組合もそれなりにしっかりとふんどししめてもらわないと逆に大変なことになってしまうのではないかと。

これはキノコの菌床玉もそうですよね。それと同じような意味合いを持ってきます。余ったらどうするんだと。組合が引き受けなくなったらどうなんだ。あらかじめ調整はできるのかもしれないけれども、漁業協同組合だって生き物ですからこれは。ですからほかで引き受けてやって研究してくれるという人があれば、ホタテのように海区外のどこへでももって行ってやってみようかという流通さえ成り立ってくるのかなというふうに思いますけれども、やはりそのところきちっと見きわめてやっていただきたいということであります。

議長 助役。

助役 先ほどちょっと説明不足でありましたけれども、その分につきましては組合長との話し合いの中では陸上施設、要する種苗を生産する分については厚岸町が責任を持ちます。それを受けて組合としては海面、中間育成、あるいは漁業の業者生産ですね、これは漁組がしっかりと責任を持つということはお互いにその確認し合って、そしてこれからの3年間で確かなものにしていこうと、技術も含めてということを確認し合っていますから、その点ご理解いただきたいと思います。

議長 町長。

町長 ただいま助役並びに担当課長から答弁がございましたとおり、今回のカキセンター直営という考え方に対しましては組合も直営体制を理解し、組合と町とでシング

ルシード養殖を成功させようとそういうお互いの確認の中で今回の提案になっております。今ご指摘がございましたとおり、今後の運営につきましては指摘されたようなことが心配ないようにしっかりと取り組んでまいりたい。かように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議 長 他にございませんか。

9 番 9番、木村議員。

9 番 9番。ここでシングルシード方式によると確固とした謳い方ありますよね。これ不便ないもんですか。シングルシード方式以外は生産することができないということになりますね、これでいきますと。それ不便ないもんですか。ちょっとお伺いしておきたいのですが。

議 長 水産課長。

水産課長 お答えを申し上げたいと思います。

現在のカキ種苗センターで種苗というものを生産している品目といたしますか、そういうものにつきましては、このシングルシードといたしますか一つのこういった方法でその新しいカキの種苗を生産しているものですから、区分けする意味といたしますかそういったことでシングルシードという使い方をしていこうということでございますのでご理解いただきたいと思います。

議 長 9番。

9 番 いろいろと私も漁師でございます。浜では知っているのが結構おりましていろんな話が入ってきます。

この間こう言っているんです。何年か前に松島方面から稚貝をいつも買ってきてやっているのが大不作と言いますか大凶漁と言いますか種がなかったと、種貝が暴騰した、とこれは大変だと。したがって自前の種をつくらなければならんと。もともと厚岸にあるカキの種で自前のカキでつくるようにしなければならんと大騒ぎしました。そして、その時にシングルシード方式というものも出ましたけれども、まず一番先は種ガキの確保と、松島から。それで何年かしたら今度また出ましたから今買ってきておりますね。そうしている内にこっちはこっちの機運で自前のものをつくるという機運になってこれはできました。できましたね。ところが向うは順調にできているんですよ。松島、順調に。そうするといわゆる漁師コストの問題で、これ面倒くさい。こんなやるよりもあっちから買ってきてこうやった方がずっと簡

単にもうかる。したがって、これ高いからちよつとンというのがある、現実にあるんですよ。これ私言ったんです。あんた方いらないんならこれやめさせたらどうだと。やめらせると、あんた方いらないんなら。

そうはいくら言っても漁業者あんた方自らやらないで、組合も一向に努力しないでやるんならこれは不可能だよと。町の職員でカキつるすわけにいかないんだから。したがって、したらどうするんだと言ったら、やめちゃうと。閉鎖する。こんなコストかけていらねえということがあり得るぞと。これはこっちは町の責任でなくて、あんた方生産者の責任だとかういったんです。そしたら多少不便でも、多少高くても、これを育ててやっていくというあんた方のなかったら、前はなかったから大変だ、種できたら高いからいらねえよとどうなんだと。高いのは前からわかっている、高いのは初めからわかっているじゃないか。人口採苗ですから。片方は天然採苗だものね。天然だもの安いとわかっているんです。それを君らみんな求めたろう。それを高いとかあだとかぐだぐだ言う以前に、この種を利用していいカキで高く売れるものをつくるのがみんなの任務だろうと。こういうふうなんです。町長ね。私はここまで言ってるんです。はっきり言うんですから。あんた方それをやるんならこれを閉鎖してもいいよと。町も借金で苦しいけども、運営しなければ、あと運営経費かからないから大したことないんだと、ここまで言ったんですよ。いや、そこまで言わないでくれ。そこまで言わないでくれというならあんたらが今言ったとおりきちっとやればいいんでないか。わかりました、わかった、わかったとこう言って別れたんですか、そんな事実があるんですから一つのヒントを与えてありますから、私、今。運営に実際厳しい。担当も難しい。がたがたいっばいそういう意見が入ってくる。私にはっきりものを言ったら大変だからうーんとかう遠回しか言っている。大変だわね、わかっている。私みたくばっちり言えれば楽だけでもね。大変だ、わかっていますが、現実はなかなか厳しい中でしかしそんなことを言ってられない。育てていくという任務もございますから頑張ってやってください。頼むよ、あんまり不自由ないように。あんまりかちつと決めれば後からこうできない恐れがあるからさ。シングルシードまでうたわなくてもシングルシードつくっているんだからいいようなもんだと思うんだよね。あんまりきちつと条文化するとちよつとはみ出しでも大変なんだわな。

この辺心配ないかということのを伺っているんですよ。何もあんまりきちつと決め

すぎると、世の中どんなことが起こるかわからないから多少こう幅を持った、いざというときに対応できるようなことをやっていったことがむしろ現実合うのではないのかなという気もするもんですから、お伺いしたんです。

議 長

水産課長。

水産課長

お答えを申し上げたいと存じます。

ただいまのシングルシード方式によるシングルシードにこだわらなくてもよろしいのではないかといったご質問でございますが、現状の中では先ほどもご答弁申し上げましたが、このシングルシード方式といった形で進めさせていただきたいと存じますし、のちのち新しいまた母貝等を品種の改良等を生じた時点では、また改正等のご提案等を申し上げていきたいというふうに考えております。

さらに、このカキ種苗センターの運営種苗生産につきまして漁業協同組合ともする協議を重ねておりますけれども、私どもといたしましては、9億3,000万円に及ぶ投資をしたカキ種苗センターでございますから、カキ漁業者等の所得の向上、経営安定につながるように成功に早期に結びつけていきたいというふうに考えております。また、努力もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長

ほかにごございませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第11、議案第109号 町立厚岸病院運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病 院  
事 務 長

ただいま上程いただきました議案第109号 町立厚岸病院運営委員会条例の一部

を改正する条例の制定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今日の医療を取り巻く環境は特に高齢化の進展する中、疾病構造の変化、保健医療に対する町民のニーズの多様化等により大きく変化をしている状況でございます。

町立病院は地域住民のニーズに応じた適正な医療を提供すると同時に、一層の病院事業としての経済性を発揮することが求められております。

これらの状況にありまして、町立病院が町民の信頼にこたえる適切な医療サービスの提供や一層の経営改善を進め、経営の健全を図らなければならないと考えているところであります。そのためにも町民のニーズや意見等も取り入れやすい体制をつくるのが肝要と考え、その重要な機関が病院運営委員会だと考えております。この病院運営委員会の一層の活性化を図るために条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、所掌事項による諮問事項の明文化とさらに運営委員会が諮問以外の病院の管理運営事項についても協議できるように条文の改正と新たに委員会の報告の条文を設けたものでございます。

18ページをお開き願います。

町立厚岸病院運営委員会条例の一部を改正する条例。

町立厚岸病院運営委員会条例（昭50年厚岸町条例第22号）の1部を次のように改正するものであります。

改正内容につきましては別紙説明資料町立厚岸病院運営委員会条例の一部を改正する新旧対照表により説明をいたします。

町立厚岸病院運営委員会条例の一部を改正する新旧対照表をお開きを願いたいと思います。

現行でございます。所掌事項第2条でございますけれども、「委員会は町長の諮問に応じ調査、審議し答申するほか必要に応じ意見を具申するもの」となっている条文を、改正案でございますが、「所掌事項第2条 委員会は町長の諮問に応じ、病院の管理運営に係る次の事項について調査、審議し答申するほか、必要に応じ意見を具申するものとする。」

1号であります。予算に関すること。

2号であります。条例の制定及び改廃に関すること。

3号であります。重要な資産の取得及び整備に関すること。

4号であります。訴訟に関すること。

5号であります。その他町長が必要と認めるものであります。2項であります。

委員会は前項に定めるもののほか病院の管理運営に関する必要事項について協議し、意見を具申することができるとするものであります。

所掌事項の改正内容でございます。

条の改正になりますけれども、現行の第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条として第2条の次に次の委員会の報告を3条として1号を加えるものであります。

委員会の報告であります。第3条、町長は病院の管理運営に係る事項について必要と認めるときは速やかに委員会に報告するとするものの条文の報告事項の新設でございます。

なお、この条例改正に伴いまして規則の一部も改正をしようとするものです。

町立厚岸病院運営委員会規則の一部を改正する新旧対照表をお開きを願いたいと思います。

現行でございます。委員会の招集でございます。第3条「委員会は委員長が必要と認めるときこれを招集する。」現行内容を改正案でございます。委員会の招集。第3条「委員長は必要があると認めるとき、または委員の総数の3分の1以上のものから審査もしくは調査すべき事項を示して招集の請求があったときは委員会を招集しなければならない。」この条文を改正をしたものでございます。

19ページをお開き願いたいと思います。

附則であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますけれども、ご審議をいただきましてご承認賜りますようお願いいたします。

これより質疑を行います。ありませんか。

(なし)

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長

議 長

議 長

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため休憩いたします。

再開は1時であります。

休憩時刻 11時56

分

議長 午前に引き続き、本会議を続行いたします。

再開時刻 13時00分

議長 日程第12、議案第 110号 平成13年度厚岸町一般会計補正予算、日程第13、議案第 111号 平成13年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第14、議案第 112号 平成13年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第15、議案第 113号 平成13年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、日程第16、議案第 114号 平成13年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、日程第17、議案第 115号 平成13年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算、日程第18、議案第 116号 平成13年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、日程第19、議案第 117号 平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、日程第20、議案第 118号 平成13年度厚岸町水道事業会計補正予算、日程第21、議案第 119号 平成13年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政  
課長

ただいま上程いただきました議案第 110号 平成13年度厚岸町一般会計補正予算、4回目になりますが、その提案理由を説明させていただきます。

平成13年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億 1,627万 6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101億 2,347万 7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということとさせていただきます。

事項別に説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

12ページの歳入から進めさせていただきます。一般会計でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。現年課税分 700万円の増額ということでございまして、普通徴収の所得割分の増によるものでございます。

それから2目の法人でございますが、これまた現年課税分 1,500万円の増額でございます。主に水産加工業などの製造業の業績に基づきます法人税割分の増ということがその要因でございます。

続きまして、次のページで2項固定資産税、1項、1目固定資産税。これまた現年課税分 1,000万円の増額でございますが、これは償却資産関係分の増ということになっております。

14ページの4項たばこ税、1目たばこ税。現年課税分 400万円の減額でございますが、これは一般的なたばこの部分、いわゆる旧3級品以外の決算見込額の減によるものでございます。

続きまして、8款地方特例交付金、1項、1目、1節地方特例交付金でございます。576万 1,000円の増額でございますが、これは平成11年度からの恒久減税補填財源の一つとなっておりますが、576万 1,000円の増。今年度確定が右にございますが、4,252万 6,000円となるものでございます。

続きまして、16ページでございますが、9款地方交付税、1項、1目、1節地方交付税。内訳は普通交付税でございまして、788万 3,000円増額ということでございまして、今回の補正予算の収支均衡を当科目で図ったものでございます。

続きまして、11款の分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節の社会福祉費負担金47万 9,000円の増額でございますが、とりわけ中段にございます老人福祉施設費用負担金ということで入所者分1名増にかかるものでございます。

それから2節の児童福祉費負担金70万 9,000円の増額でございますが、とりわけ厚岸保育所、宮園保育所それぞれ当初予算と実績の人数増減による予算調整ということでございます。

それと2目の衛生費負担金、1節インフルエンザの予防接種負担金57万 7,000円の増額でございます。先の臨時会で議決をいただきましたインフルエンザ 1,050円を 550件見込んだものでございます。

それから、3目の農林水産業費負担金、1目農業費負担金でございますが、国営の農地再編整備事業にかかります受益者の負担金ということでございまして、144万 9,000円の増。これにつきましては同事業にかかります農家負担分の繰上償還と

いうことでございます。

18ページになりますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業費使用料、1節農業使用料でございますが、放牧場使用料 512万 5,000円の増額と、冬期分の増ということになります。

5目の商工使用料でございますが、これそれぞれ節説明欄記載のとおりそれぞれ実績に伴う補正調整でございます。

6目の土木使用料、3節住宅使用料でございますが、これまた同様に実績見込みにより増減でございます。

7目教育使用料、記載のとおりでございます。

続きまして、2項手数料、4目農林水産業費手数料でございます。農水道の新設給水工事手数料の増額でございます。

続きまして、20ページになりますが、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節でございます。それぞれ各省の施設の入所者増による増額 209 万円でございます。

2節の児童福祉費負担金でございますが、これも保育所運営費負担金あるいは児童手当の関係でございますが、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、2項国庫補助金でございます。2目民生費の国庫補助金、1節の社会福祉費補助金でございます。とりわけ身体障害者ホームヘルプ事業の補助金 297万 9,000円の増額でございますが、これにつきましては道支出金からの一部振替ということになっております。

それから4目の農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金でございます。農業費補助金でございますが、それぞれ事業費の確定により民生安定補助金の減額精算ということになります。

5目の土木費国庫補助金、とりわけ6節のこれまた防衛施設周辺整備事業補助金でございますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金 2,475万 6,000円の増額でございます。これは道交付金の二次配分確定により追加計上ということになっております。

7目の教育費国庫補助金でございますが、それぞれ事務事業確定に伴います財源修正でございます。各節内訳は記載のとおりとなっておりますので、申しわけございませんが説明を省かせていただきます。

続きまして、22ページでございますが、3項委託金、2目の民生費委託金は記載のとおり。

4目の土木費委託金、別寒辺牛川水系の治水砂防施設整備事業の事業費増による247万2,000円の増額となっております。

続きまして、14款の道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金でございますが、それぞれ国庫負担金と同様の補正内容でございます。

2項の道補助金でございますが、とりわけ2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金でございます。総じて事務事業のこれまた実績見込みに伴う増減でございますが、とりわけ4段目になります在宅介護支援センター運営事業補助金312万円の減。これは補助基準額の減によるものでございます。

それから身体障害者ホームヘルプ事業の補助金208万3,000円の減。先ほど申し上げましたが、これは国庫支出金へ一部振り替えるものでございます。

それから介護予防生活支援事業、移送サービス事業でございますが、これは利用実績の増による増額。

それからウタリ住宅改良促進事業補助金190万円でございますが、住宅新築資金の貸付金が生じまして、それに対します4分の1の北海道からの補助金ということになります。

3目の衛生費道補助金でございます。清掃施設整備振興事業補助金10万円の減。これ、ごみ処理場改修事業に伴います北海道の地域施策補助金の減額であります。

4項、4目でございますが、農林水産業費道補助金、特に2節の農業費交付金でございますが、次のページになります25ページの中山間直接支払い交付金これの実績によります減額というのがその主な内容になっております。

それから7目の教育費道補助金、1節でございますが、社会教育費補助金、情報通信技術講習に対します推進事業の補助金ということで、IT講習の関係でございます。それから郷土資料データベース化事業補助金106万8,000円、先ほどもございましたが平成13年度の緊急雇用対策推進事業、これの事業内定を受けまして今回計上するものでございます。

26ページでございますが、3項委託金それぞれ記載のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。

27ページでございますが、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入

でございます。1節とりわけ下段の貸地料 162万 6,000円でございますが、一般の短期貸し付け12件の増、それが主なものでございます。

続きまして、28ページでございますが、2項財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入、土地売り払い代 2,146万 4,000円の計上でございます。湾月町1丁目1番18、漁港背後地 2,800平方メートルの売り払いが主なものでございます。

それと4目の農業施設売り払い収入でございますが、畜産基盤再編総合整備農業用施設売り払い代、これらは事業実績に伴う金額の補正ということになっております。

続きまして、16款の寄附金でございますが、これ、それぞれ記載のとおりでございます。

30ページでございます。17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金76万 5,000円の減額でございます。各種助成事業の進捗精算に伴う減額調整ということでございます。

続きまして、18款繰越金、1項繰越金、前年度繰越金 3,217万1,000円計上し、トータルを 8,418万 6,000円とするものでございまして、平成12年度の決算にもございましたとおり実質収支が1億 8,418万 6,000円となりまして、そのうち1億円を剰余金処分をいたしまして残額を翌年度繰越金といたしましたが、今回その全額を予算計上をするものでございます。

32ページでございますが、19款諸収入、4項受託事業収入、3目の農林水産業費受託事業収入でございますが、畜産基盤再編総合整備基本施設受託事業収入ということで、これまた事業実績に伴う財源の補正ということになっております。

続きまして、同じく諸収入のうち6項の雑入、3目雑入、4節雑入でございます。2,467万 6,000円計上してございますが、とりわけ5段目の担い手育成支援事業助成金 142万 3,000円でございます。これは国営農業事業の農家への負担金利の軽減措置分ということに対する助成でございます。

それから下から4段目になりますが、釧路管内水産種苗生産センター海水取水管改修事業、これにかかります構成団体6つの漁業協同組合からの経費負担分が 942万 4,000円、これの計上でございます。支出は後ほど水産業費の方で出てまいります。

それから自動車損害共済金232万円。先ほどの議案第104、105号にかかる保険

金でございます。

それと一番下の宝くじ交付金、これ新規で出てまいりました。141万8,000円でございますが、新市町村振興宝くじ、通称この秋に実施いたしましたオータムジャンボ宝くじと、これの収益金を市町村に均等割と人口割で還元してくるものでございまして、国際交流事業などに充当するものでございますが、性質としては一般財源でございます。

続きまして、34ページでございます。20款の町債、1項町債、1目総務債でございますが、とりわけ3節の減税補填債でございます、260万円を増額をしまして1,760万円とさせていただくものでございますが、これ、先ほどの地方特例交付金同様平成11年度に実施をいたしました恒久減税補填財源のひとつでございます。1,760万円では今年度は確定をしております。

2目の民生債でございますが、トライベツ地区の集会所の増築事業、これ辺地債でございますが、500万円の減額。事業費減に伴うものでございます。

それとウタリ住宅改良貸し付け事業債570万円でございますが、これは先ほども申し上げましたとおり住宅新築資金貸付金、これに対応する財源となっております。

3目の衛生債でございます。衛生債、4目農林水産業債、6目土木債、8目教育債。それぞれ事業の12月でございますので事業進捗及び事業費確定に伴います財源調整のための増減でございます。

10目の臨時財政対策債でございます。3,190万円の増額としていわゆる交付税の減額に対応する交付税代替債と申しますか、交付税に成り代わって今年度から発行される赤字地方債の一つでございますが、今年度は右欄にございますとおり1億8,820万円確定したところでございます。

続きまして、36ページから。歳入はこれで終わらせていただきまして、36ページからの歳出に入らせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費45万1,000円の増額でございます。とりわけ9節の旅費、費用弁償でございますが、姉妹都市提携20周年記念といたしましてオーストラリア、クラレンス市訪問60万円及び村山市市制47周年記念事業に係る議長参加経費などが主なものとして含まれてございます。

続きまして、2款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費501万7,000円の減額でございます。とりわけ9節の旅費、特別旅費でございますが、ク

ラレンス市訪問に係る町長旅費でございます。なお今回姉妹都市提携20周年記念といたしましてクラレンス市訪問を実施をさせていただきます。1月10日から16日まで町長夫妻、議長夫妻、小澤議員さん夫妻、国際交流担当の企画財政課長、企画係長計8名で訪問するものでございますが、うちこの部分で公費で町長、議長、国際交流担当2名及び添乗員の計5名分をそれぞれの科目に分けて予算計上をさせていただくものでございます。

それと主な増減といたしまして、13節の町例規類集のデータベース化委託料でございます。当初846万6,000円を見込んでおりましたが、今般574万円を減額をいたしました。事業費確定による減ということになっております。

2目の職員厚生費、7万8,000円の増。

それから4目の文書広報費、38万3,000円の増でございます。18節を中心にした補正ということで、備品購入費を中心にした補正でございます。

続きまして、38ページでございます。

6目会計管理費、8,000円の減。

8目企画費、86万9,000円の減。主に4節から9節にかけての町史編さん経費の減がその内容でございます。

14目の車両管理費110万5,000円の増でございますが、とりわけ22節、先の議案104号、105号に係る賠償金ということになっております。

16目簡易郵便局費5万7,000円の増額でございます。

続きまして、17款の情報化推進費624万4,000円の減額であります。とりわけ13節委託料、総合行政情報システム保守点検委託料、それから14節の下段にございますが総合行政情報システムの借り上げ料それぞれ減額でございます。いずれも総合行政情報システム経費に係る執行減ということでございます。

それから18目の地域振興費52万2,000円の増額でございます。とりわけ9節でございますが、次40ページになりますけれども、特別旅費140万3,000円でございます。これもクラレンス市訪問経費として職員2名及び旅行会社添乗員分の計上ということになっておりまして、先ほどの宝くじ交付金の一応の充当ということになっております。

19節負担金補助及び交付金、まちおこし補助金108万2,000円の減額となっております。これは各助成事業の終了に伴いますそれぞれの減額及び先にも申し上げま

したが漁協青年部の地場産品販路拡大事業これを自主的に辞退されました。それとにじの立つ海公園事業の追加とそれぞれあわせまして、それらについて60万円の北海道の政策補助金と、それらが特定財源としてつきましたのでそれらの決定に伴います減額をするそういう調整でございます。

続きまして41ページでございます。

2項の町税費、1目町民税費33万円。これらは主に住民税の申告書の変更に伴いますそれらに付随する経費の補正ということが主なものでございます。

5目の資産税費77万8,000円の減額であります、とりわけ13節中心に事業費確定精算による減額ということになります。

42ページでございますが、3項戸籍住民登録費。記載のとおりでございます。

4項の選挙費、4目の町長選挙費72万8,000円の減額。

5目の町議会議員選挙費68万2,000円の減額であります。それぞれ執行減でございます。

45ページでございますが、5項の統計調査費、1目統計調査総務費、13万9,000円の減額ということにはなっております。節説明欄記載のとおりでございます。

46ページに移らせていただきます。

3款の民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6,697万9,000円の増額でございます、内訳はそれぞれ書いておりますが、とりわけ21節の貸付金でございます。ウタリ住宅改良促進事業貸付金760万円、新築1件ということで1軒分でございます、歳入でも申し上げましたが、4分の1を190万円を道補助金で、残りの4分の3、570万円を地方債で充当をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページになりますが、47ページ28節の繰り出し金。これが金額的には大きいのですが、5,811万5,000円。国民健康保険特別会計繰り出し金、後ほど議案第111号、特別会計のところで説明をさせていただきます。

2目の心身障害者福祉費288万9,000円の増額であります。

13節の身体障害者ホームヘルプサービス実施事業136万7,000円の増。利用増によるものでございます。

19節でございますが、負担金補助及び交付金、釧路市にございます身障者施設であります丹頂の園施設の整備にかかります負担金でございます、この丹頂の園の

施設増設に伴いますそれぞれの利用町村が負担を一部案分をして負担をするもの  
でございます。

20節の扶助費でございますが、身体障害者保護措置費。これは医療費増によるも  
の。それからその下の腎臓機能障害者交通費、これは利用者の増によつての増額と  
いうことで、それぞれ右欄記載のと通りの合計額になるものがございます。

3目の心身障害者特別対策費、126万2,000円。これも医療費増に伴うものでご  
ざいます。

4目の老人福祉費、2,896万2,000円の増額でございます。主なものが次のペー  
ジ48ページでございますが、48ページ13節委託料、移送サービス実施委託料、109  
万8,000円、利用者の増によるものがございます。

それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、社会福祉法人等によりま  
す訪問介護などの利用者の負担軽減措置に対します補助金168万円の増額でござい  
ます。これも利用者の増に伴うものがございます。

20節老人保護措置費、365万円これについても医療費の増ということになるわけ  
でございます。

28節の繰越金でございますが、2,545万6,000円。それぞれ記載してあります後  
ほどの特別会計のところでこの内容は説明させていただきます。

6目の国民年金費でございますが、次のページ、49ページになります。18節の備  
品購入費、パソコンの購入であります。

7目の自治振興費4,000円の増。

8目の社会福祉施設費513万5,000円の減額であります。主に15節のトライベ  
ツ地区集会所増築事業の事業費確定による減額ということになっております。

50ページの児童福祉費でございますが、1目児童福祉総務費114万6,000円の増  
額であります。とりわけ7節の賃金でございますが、53万7,000円の増。床潭ほか  
へき地保育所の臨時保育所の雇用に係るものがございます。

それと18節の備品購入費41万6,000円の増であります。児童手当事務に係りま  
すパソコン購入が33万8,000円、それから門静の指導用のオルガンの購入、それが  
主なものがございます。

2目の児童措置費は記載のとおり。

4目の児童福祉施設費121万6,000円でございますが、主に7節と次のページ51

ページになりますが、11節の需用費の下段から2番目になりますが、修繕料47万4,000円これが主なものでございます。真竜保育所のこいのぼりポールの取りつけほか各認可保育所の施設の修繕それぞれでございます。

5目の児童館運営費でございますが、144万3,000円の増。とりわけ7節の賃金でございまして123万6,000円利用児童数の増に対応する賃金の増額ということになります。

それと18節の備品購入費でございますが、友遊児童館のテレビの購入でございます。

53ページに移らせていただきます。

4款の衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費20万4,000円の増。とりわけ18節備品購入費は野犬掃討用の麻醉銃の購入であります。

それから2目の保健指導費173万8,000円の増額でございます。先の臨時会で議決いただきましたとおりでございまして、13節の委託料、法施行後のインフルエンザ予防接種委託料1人2,500円を550人分見込んだものでございます。

その下の扶助費でございますが、インフルエンザの予防接種奨励費ということで、こちらの方は法の施行前に実施された皆さん250人分の町負担1,450円を見込みまして法の施行前施行後それぞれの公平を図ろうとするものでございます。

5目の墓地火葬場費414万2,000円の増額でございますが、54ページごらん願いたいと思いますが、15節工事請負費で550万円、内訳は斎場の改修事業でございます。2つある焼却炉のうち1号炉の燃焼炉が小さいため、今般拡張工事を行うものでございます。

6目の水道費でございますが、84万1,000円の増。19節は水道会計補助金200万円増額して右欄記載の3,037万5,000円とするものでございます。

それから、7目の病院費でございますが、8,160万3,000円の増額でございます。病院会計の補助金、この金額を足しまして右欄記載の3億6,786万9,000円と今回させていただくものでございます。

8目の乳幼児医療費19万3,000円の増。

10目の水鳥観察館運営費6,000円の減額ということになります。

55ページをお開き願いますが、2項清掃費に入らせていただきます。

2目のごみ処理費15節でございます。ごみ焼却炉の処理場改修事業2,081万

5,000 円の減額。事業費の確定による減ということでございます。

3 目のし尿処理費は記載のとおりでございます。

56 ページでございますが、5 款農林水産業費、1 項農業費でございます。1 目農業委員会費 1 万 7,000 円の減。

3 目農業振興費。

それから 4 目畜産業費でございます。それぞれ事業費の確定による右欄記載の事業費の確定によるものが主なものでございます。

57 ページに移らせていただきますが、6 目農地費 3,849 万 5,000 円の減額であります。これも 13 節、15 節、17 節それぞれを中心に事業費の確定による減額が主なものでございます。

また、23 節の償還金利子及び割引料でございますが、歳入でも申し上げましたが、歳入の農家負担金とそれから雑入の担い手育成支援助成金、これらをもちまして国営事業のうち農家分の負担金を追加償還をするものでございます。それが 23 節でございます。

それと 7 目の牧野管理費でございますが、306 万円の増。主に 58 ページになりますが、11 節の需用費、消耗品の 286 万円、冬期用のバグの購入あるいはトラクター一部の購入が主なものでございます。修繕料につきましては 102 万 4,000 円の増。トラクターの定期点検ほか作業機の修理費が主なものでございます。

58 ページの農業施設費 4 万 8,000 円の減、9 目の生活改善センター費 6,000 円の増でございます。

10 目の農業水道費 30 万 1,000 円の増であります。とりわけ 11 節需用費の修繕料、配水管の漏水修理費であります。

11 目の堆肥センター費 117 万 8,000 円の減額であります。

続きまして、61 ページに移らせていただきます。

61 ページ 2 項林業費でございます。

1 目林業総務費 4 万円の増。

2 目林業振興費 232 万円の増額であります。17 節の公有財産購入費、水源涵養林の用地取得費で 40 万円と。当初 200 万円計上してございましたが、不足額の追加ということで 240 万円とするものであります。

19 節の負担金補助及び交付金でございますが、民有林の振興対策事業 192 万円。

これは事業料の増加に伴います補助金の増ということになります。

62ページの3項水産業費でございます。

1目の水産業総務費8万9,000円の増。

2目の水産振興費132万円の減。各事業費確定による補正であります。

3目は組み替え。

4目は漁業管理費、漁港管理費19万7,000円の減。

6目の養殖事業費359万8,000円の増額でございます。カキセンターの運営体制を変更いたしまして、14年の1月から町の直営とすることに伴います管理運営経費を今般追加計上をするものでございます。内訳は各節記載のとおりでございます。

7目の水産施設費1,075万円の増。15節の工事請負費になりますが、鉏路管内水産種苗センター、生産センターのユニセンターのところでございますが、海水取水管の改修事業に1,071万円と。歳入でも申し述べましたけれども、8月23日の台風11号で海水取水管の損傷が著しく、取水確保が十分にできないために構成団体である6漁協からの942万4,000円の負担金を得まして、町負担が128万6,000円、これを持ちましてこのように修繕、改修事業を実施するものでございます。

64ページに移らせていただきます。

5款の商工費、1項、2目商工振興費は13万6,000円の減。

4目食文化振興費は150万5,000円の増額でありまして、主に11節の需用費、修繕料150万円。これは味覚ターミナルの非常灯蓄電池交換工事あるいは排煙天窓修繕工事、それがその内容となっております。

5目の観光振興費33万2,000円の増であります。主に19節の一番下。厚岸観光協会50万円の増額の内訳でございますが、あやめが原あるいは愛冠の観光サービスセンターの運営補助の追加分ということになります。

6目の観光施設費30万2,000円の減額であります。とりわけ65ページの15節でございますが、それぞれあやめが原の園地の牧柵の整備あるいは子野日公園の健康の森管理棟の整備、これらの事業費の終了によります減額が主なものとなっております。

それから66ページの土木費に移らせていただきます。

7款土木費、1項土木管理費、1目の土木総務費18万円の増。2目4,000円の減。

3目土木用地費63万8,000円の増。主に13節記載のとおりでございます。

4目の地籍調査費1万7,000円の減。13節と14節の組み替えが主なものでございます。

続きまして、2項道路橋梁費でございます。1目道路橋梁維持費2,685万7,000円の増額になっております。これは防衛施設周辺整備調整交付金2次配分が7,219万4,000円で確定をしましてまいりましたので現予算との差を歳入に先ほど計上いたしましたけれども、歳出では断続的に300万円規模で今までやってまいりました15節をごらんいただきたいと思いますが、サクラ通りの歩道整備、これを2,755万円ということで厚岸中学校のところまで一気にこのたび完成をさせようとするものでございます。なお、このほかに病院会計で医療機械購入の14年度の前倒しということのでそれをいたすべく交付金事業としてほかに計上補正をしているものでございます。

2目の道路新設改良費でございます。751万7,000円の減。主に次のページ15節の事業完了による減額。15節、トライベツの2号、3号道路の減額が主なものでございます。

続きまして、3項の河川費でございます。1目河川総務費209万9,000円の増。主に15節別寒辺牛川水系治水砂防施設の整備事業、砂防ダムでございますが、237万2,000円の追加補正ということになっております。

70ページになります。4項の都市計画費、1目都市計画総務費11万円の増。2目街路事業費310万円の増。厚岸大橋通りでございます。これも調整交付金の事業でございます。先に減額計上のトライベツ2号、3号通りに入札減に伴う振り替わりとお考えいただければと思います。

それと、3目の下水道費でございますが、これは特別会計で説明をさせていただきます。

5項公園費でございます。1目公園管理費75万4,000円の減。事務事業それぞれ確定による減額であります。

72ページ、6項住宅費でございますが、2目住宅管理費463万3,000円の増。主に15節の町営住宅の補修事業、白浜団地の280万円でございます。外壁の補修でございます。ブロックとブロックの隙間から雨漏りがする、あるいは布団などが水浸しになるなど非常にその状況、緊急度が高いために今回急遽計上をすることとなったものでございます。

3目の住宅建設費、住宅建設費は36万8,000円の減額であります。

74ページをごらんいただきたいと思います。8款の消防費、1項消防費、1日常備消防費、釧路東部消防組合の負担金の減60万 2,000円であります。

続きまして、9款の教育費に入らせていただきます。

1項教育総務費、1目教育委員会費2万円の減。

2目事務局費12万円の増。

3目教育振興費34万 7,000円の減。

4目教員住宅費15万円の増。

5目就学奨励費、4万 7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。

76ページの2項小学校費でございます。1目学校運営費9万 2,000円の増。主に19節の負担金補助及び交付金でございます。厚静小学校記念モニュメント製作補助金10万円を計上しております。

同じく2目学校管理費96万 2,000円でございますが、15節工事請負費、学校情報ネットワーク整備事業の追加補正。

それから3目の教育振興費でございますが、113万 6,000円の減、内訳は記載のとおりとなっております。

79ページへお移り願います。

3項の中学校費でございます。1目学校運営費70万 9,000円の増であります。7節の賃金でございますが、厚岸中学校の臨時事務生の雇用に係るもの。その他学校配当予算の組み替えが主なものとなっております。

2目の学校管理費でございますが、814万 4,000円の増となっております。

次のページをお開き願いたいと思いますが、15節の工事請負費でございます。学校情報ネットワーク整備事業 139万円の増。これも小学校同様の追加補正ということであります。

それから真竜中学校のトランスの改修事業 180万円、厚中の高圧ケーブルの改修事業80万円、漏電などの不測の事態を想定されているためにこれまた緊急度が高く実施をしようとするものでございます。

18節の備品購入費でございますが、これは厚岸中学校のパソコン購入費 441万円でございます。3目の教育振興費81万 2,000円の減、記載のとおりであります。

82ページに移らせていただきますが、5項の社会教育費でございます。1目社会

教育総務費61万 2,000円の減。

2目社会学級費13万 2,000円の減。

3目生涯学習費11万 8,000円の減。

4目文化財保護費でございますが、114万 5,000円の増。主に13節委託料で郷土資料データベース化委託料、先ほどもちょっと触れましたけれども、緊急雇用対策推進事業といたしまして実施するものでございまして、保有する文化財の資料をコンピューターで保存管理をしようとする趣旨でございます。

17ページ、公有財産購入費、史跡用地購入48万円ということで、当初50万円見込みますところが財務事務所との評価が食い違いまして今回この金額を追加し、98万円で購入するものであります。

5目の社会教育施設費2万 9,000円の減。

84ページになりますが、6目海事記念館費12万円の減。

7目情報館運営費104万 2,000円の増ということになりますが、主に8節の報償費を中心とするIT講習関連経費、これの増額の計上ということになっております。

86ページに移らせていただきますが、6項保健体育費、1目保健体育総務費1万 1,000円の増。

2目社会体育費35万円の増。主に19節スポーツ振興助成の増額ということになっております。

3目の温水プール運営費6万 5,000円の増。

4目の学校給食費46万 2,000円の増であります。主に18節でございます。18節の調理用器具の購入42万円。これは調理用の濾過器の購入ということになっております。

続きまして、88ページ、11款公債費でございますが、これは財源内訳補正のみでございます。

次のページ、12款給与費でございます。1項給与費、1目給与費4,114万 5,000円の減額となっております。先の臨時会での給与改定分を含めましてそれぞれ記載のとおりでございます。また、さらなる詳細な内訳につきましては次の90ページから給与費明細書を当初と比較して添付してございますので、それぞれご参照願いたいと存じます。

1ページへお戻りを願います。1ページでございます。

第2条に移らせていただきます。

債務負担行為の補正。債務負担行為の追加変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるということ、6ページをお開き願います。6ページでございます。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございますが、大家畜経営維持緊急特別対策事業利子補給に関する債務負担ということでございます。これはいわゆる狂牛病の発生に伴いまして、その経済的影響を受けました農家の経営維持資金貸し付けに対します利子補給補助金を、1年以内に限りまして実施をしようとするものでございます。

それから変更でございますが、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業に関する債務負担ということ、2年国債によります発注をしておりますけれども、この関係ですが、今回8,599万9,000円とあったものを増額ということで9,650万9,000円とするものでございます。増額配分となるので変更するものでございまして、次のページに調書がございますのでご参照願いたいと思います。

再び1ページへお戻りを願います。

第3条の地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるということになりまして、8ページをお開き願います。8ページでございます。

第3表 地方債の補正。

変更でございます。それぞれ今事項別で申し上げてきましたとおりの事業の進捗確定に伴います増減が主なものでございますが、それ以外にはとりわけ減税補填債、下から3行目になりますが、減税補填債1,760万円。それからその下の臨時財政対策債、これが右欄で1億8,820万円と、交付税の振替ということになりますが、それぞれ確定したものであります。歳入でもご説明申し上げました。合わせまして、トータル1,310万円の増額の補正でございます。

9ページをお開き願いますが、地方債に関する調書の補正であります。一番下の欄をごらん願いたいと思いますが、一番下段で平成12年度末134億2,559万8,000円の残高でございました。それで13年度が2段飛びましてこれをトータルいたしますと、昨年度からの繰越明許も含まれますけれども、10億286万8,000円の新たな起債見込額と。そして13年度の元金償還が11億4,579万9,000円でありまして、1つ飛びまして13年度末の見込額が132億8,266万7,000円となるものでございます。

以上で議案第 110号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 111号に移らせていただきます。

1 ページをごらん願いたいと存じます。

議案第 111号でございます。平成13年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算 2 回目の提案理由を説明をさせていただきます。

平成13年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,339万 6,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ14億 9,977万円とするものでございます。

2項として補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、並びに補正後の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

6ページをお開き願いますが、国民健康保険特別会計の歳入からまいりますけれども、総じて内容は歳出での一般及び退職被保険者の医療費増とそれからそれによります療養給付費負担金の増。これに対します一般会計の繰り出し金 5,811万 5,000 円の増。これらを骨子中心とする歳入の調整となっております。

3款の国庫支出金、1項国庫負担金。とりわけ2目でございますが、療養給付費等負担金 2,397万 5,000円の減額でございます。これは当補助金の交付決定額が当初見込んだものよりも大幅に下がったことによるものでございます。

それから次のページになりますが、4款の療養給付費交付金、1項、1目、同名でございます。5,904万円の増。内訳でございますが、いずれも退職者の医療費給付分が 5,358万 5,000円。退職者の高額療養分がその約1割 545万 5,000円。それがその収入増の内訳でございます。

8ページでございますが、8款繰入金、1項、1目一般会計繰入金 5,811万 5,000 円を今般計上し、トータルとして1億 8,846万 4,000円とさせていただきます。

続きまして、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 151万 3,000 円の減額であります。主に2節、3節あるいは19節を中心としての給与改定等を含む人件費関係の減額調整でございます。これらのさらなる内訳につきましては、15ページからの給与費明細書が添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

10ページでございますが、2款町税費、1目賦課徴集費でございます。10万

2,000 円の減。

それから 2 款の保険給付費、1 項療養諸費。主に 1 目と 2 目でございますけれども、冒頭で申し上げましたとおりでございます。1 目と 2 目の医療費増に伴う負担金の増額でございます。

12 ページでございますが、2 項高額療養費。いずれも、1 目、2 目とも冒頭で申し上げましたとおり同様でございます。

それから 4 項の出産育児諸費、1 目の出産育児一時金 240 万円の増。

それから 14 ページの 5 項葬祭諸費、1 目の葬祭費 15 万円の増。それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第 111 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、112 号をごらん願いたいと存じます。

議案第 112 号 平成 13 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算 1 回目の提案理由を説明させていただきます。

平成 13 年度の厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。第 1 条でございますが、予算の総額からそれぞれ 35 万 9,000 円を減額をいたしまして総額をそれぞれ 3,691 万 5,000 円とするものでございます。

6 ページをお開き願います。事項別にそれぞれ説明をさせていただきます。

6 ページでございますが、簡易水道事業特別会計の歳入でございますが、歳入は 5 款の繰入金のみでございます。1 項、1 目一般会計の繰入金でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 58 万 4,000 円の減。主に人件費の調整でございます。9 ページ以降これまた給与費明細表を添付してございますのでご参照願いたいと思います。

8 ページに移らせていただきますが、2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費 22 万 5,000 円。特に 11 節修繕料 30 万 1,000 円でございます。糸魚沢及び小島の送水管の漏水修理ということになっております。

以上で議案第 112 号説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 113 号に移らせていただきます。

議案第 113 号でございます。

平成 13 年度厚岸町老人保健特別会計補正予算 2 回目の提案理由を説明させていただきます。

平成13年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,254万8,000円を追加をいたしまして、予算の総額をそれぞれ13億3,095万4,000円とする内容でございます。

事項別に説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

6ページの歳入から入らせていただきます。

第1款の支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金6,215万3,000円の増額であります。これまた国民健康保険会計同様、医療費の当初見込みを上回る増嵩に伴いまして、支払基金負担分の財源の増額補正ということになっております。

それから次のページ。2款国庫支出金、1項国庫負担金、とりわけ2目の医療費負担金でございます。1,822万4,000円の増。これも歳出におけます医療費増に伴います特定財源としての財源調整でございます。

8ページでございますが、3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、これも同様でございます。

続きまして、4款の繰入金でございます。1項、1目一般会計繰入金589万5,000円をこのたび増額をさせていただきます。トータルを7,312万5,000円とさせていただきます。

それから10ページなんですが、5款の諸収入、1項雑入、1目第三者納付金であります。老健法の41条に伴います第三者行為に係る賠償金の金額でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。記載のとおりでございます。

それから、2款の医療諸費、1項医療諸費。1目医療給付費8,988万4,000円の増。トータルとして13億1,214万1,000円となるものでございます。それぞれ国保同様、老人保健会計につきましても近年の医療費の増嵩と町財政負担額の伸びの傾向というのは著しいものがあるかと思いますが、以上で議案第113号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第114号に移らせていただきます。

議案第114号 平成13年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算のこのたびは3回目の補正でございますが、これの提案理由を説明させていただきます。

平成13年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万7,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ9億9,843万6,000円とさせていただこうとするものでございます。

これまた事項別に説明をさせていただきます。

6ページをお開き願いますが、下水道事業特別会計の歳入でございます。5款の繰入金、1項、1目一般会計繰入金18万7,000円トータルとして2億5,647万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出ですが、1款下水道費、1項下水道管理費、1目9万1,000円の減。

2目6万9,000円の増。

3目処理場管理費18万4,000円の増。

8ページをお開き願いますが、4目の普及促進費81万8,000円の増額でございます。主に19節の上段にございますが、水洗化等の改造工事の補助金、これの122万円の増額追加、これが主なものとなっております。

続きまして、下水道費の2項下水道事業費、1目公共下水道事業費でございます。79万3,000円の減額であります。内容は人件費の調整と事業進捗に伴います科目の内訳の調整、これらが主なものでございます。なお、他会計同様11ページからの給与費明細書を添付してございますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で議案第114号の説明を終わります。

続いて議案第115号に移らせていただきます。

議案第115号 平成13年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算、今回は2回目でございますが、提案理由を説明させていただきます。

平成13年度厚岸町のきのこ菌床事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万4,000円追加をいたしまして、トータルを6,163万4,000円とする内容でございます。事項別に説明をさせていただきます。

6ページをお開き願いますが、6ページの歳入は財産収入であります。

2款財産収入、1項財産売り払い収入、1目生産物売り払い収入。シイタケの菌床売り払い代12万4,000円の増。トータルとして5,074万円とするものでございま

す。

続きまして、歳出でございます。1款の事業運営費、1項、1目事業運営費12万4,000円の増。内容は人件費の調整と、それから11節需用費の消耗品費82万2,000円の増額が主なものでございますが、ビニールシートであるとかあるいは機械部品関係、これらの購入費でございます。なお、次のページ以降給与費明細書がございますのでご参照願いたいと存じます。

続いて議案第116号の説明をさせていただきます。

議案第116号 平成13年度厚岸町介護保険特別会計補正予算2回目でございます。

平成13年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,368万9,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ6億6,004万4,000円とする。

2項として補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございまして、8ページをお開き願います。

8ページの歳入からまいります。

介護保険特別会計でございます。1款保険料、1項介護保険料。それぞれ同会計の事業進捗に伴います財源調整でございますが、1目の第1号被保険者介護保険料169万8,000円の減額であります。

それから、次のページで2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございます。今回1,682万7,000円を増加いたしまして、1億2,439万7,000円とするものでございまして、これら対象の介護保険の給付の対象になります対象総額6億2,000万円に対します20%の国庫負担金分でございます。

10ページでございますが、国庫補助金、1目財政調整交付金308万8,000円の減額であります。約5%程度の見込み率に修正となっております。

それから2目の事務費交付金65万2,000円の減。

3目の家族介護支援特別事業補助金88万2,000円の減額であります。この補助金については道支出金への科目変更ということになっております。

続きまして、3款の支払基金交付金、1項、1目介護給付費交付金でございます。今回の補正合わせまして2億552万3,000円とするものでございますが、これも先ほどの対象経費の33%支払基金の方から交付される歳入でございます。

それから4款の道支出金、12ページでございますが、1項道負担金、1目介護給付費負担金 1,051万 7,000円今回増額であります、これにつきましても対象経費の12.5%分相当でございます。

それから同じく2項道補助金でございますが、1目家族介護支援特別事業補助金。先ほど国保のところでも申し上げましたが、国庫補助金からの道補助金への科目変更ということになっておりまして、家族介護者教室であるとか、家族介護交流事業、家族介護要支援支給事業、家族介護慰労事業、それらを対象に4分の3補助をされるものでございます。

14ページになりますが、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目でございますが、1,365万 1,000円の増額を今回いたしまして、トータルといたしまして1億 284万 6,000円とさせていただくものでございます。

それから2項の基金繰入金でございますが、介護保険円滑導入基金繰入金として85万 1,000円を増額 2,395万 8,000円とするものでございますが、第1号被保険者の軽減分を中心に補填繰り入れするものでございます。なお、これによる基金残高は23万 6,000円となるものでございます。

9款の町債、1項町債、1目財政安定化基金貸付金。これも新しく出てきたものでございますが、これは 1,942万 9,000円でございますが、平成12年度から14年度まで3年間一定の介護サービスを想定をいたしまして、一律保険料を設定しておりますけれども、その保険料では賄いきれない新たな需要サービス経費、これらが生じる場合、それらについて北海道が無利子で町に貸し付けをするという赤字補填的な性質のものということが言えようかと思いますが、そういう性質の町債でございます。貸付金でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 171万 7,000円増であります。3節中心の件費の調整でありまして、25ページからのこれまた給与費明細表をご参照願いたいと存じます。

それから、18節の備品購入費、これはパソコンを1台購入するものでございます。

18ページになりますが、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費48万 4,000円の増。

2目認定調査費等51万 5,000円の減であります。

それから4項の趣旨普及費、1目同名記載のとおりでございます。

20ページになりますが、2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費1目の居宅介護サービス給付費以下それぞれの介護サービスに係ります負担支出増ということで列挙してございますとおりでございます。逐一の説明は省略させていただきまして、続きまして22ページでございますが、2項の高額介護サービス費92万円の増。これもそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、4款の介護給付費準備基金費、1項、1目同名でございまして、202万5,000円の減額でございまして、支出額ゼロとするものでございます。これは会計内におけます調整基金でございますけれども、先ほどの歳入の北海道貸付金これを借りる状況でありまして、基金積み立てをしない、あるいはできないことによる減額ということになります。

24ページでございますが、5款の家族介護支援特別事業費でございます。1項、1目同名でございまして歳入で申し上げましたとおり、町の負担分4分の1で実施をするというものでございます。

再び介護保険特別会計の1ページへお戻りを願いたいと存じます。

1ページでございますが、第2条地方債に移らせていただきます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による、ということでございます。

4ページをお開き願います。4ページでございますが、第2表の地方債でございます。

財政安定化基金貸付金1,942万9,000円と。起債の方法、普通貸借。利率、無利子。償還の方法、平成15年度から17年度までの間で融資先である北海道の融資条件によるものとする。歳入の町債で説明いたしましたとおり保険料3年間の一律決定と実負担のギャップを埋めるべく北海道が財政安定化基金から町村へ貸し付けをするものでございます。なお、この金額は会計全体の調整から若干いまだにまだ流動的な要素もございまして、3月で最終的な確定をするものと見込まれております。なお、次のページにそれらの調書を添付してございますのでご参照賜りたいと存じます。

以上で議案第116号の説明を終わらせていただきまして、続いて議案第117号に移らせていただきます。

議案第 117号 平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算 2回目でございます。

平成13年度の厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ69万 1,000円を減額をし、それぞれ3億 4,405万 1,000円とする、というものでございます。

2項として款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額は第1表によるということでございます。

6ページをお開き願います。

6ページ歳入でございます。

介護サービス事業特別会計。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入 577万 8,000円の減額であります。1節通所介護収入デイ・サービスの分でございますが、274万 3,000円の減。当初 4,392人の見込みを 3,910人に修正をするものでございます。

2目、4目それぞれ同様に当初見込みの修正でございます。

それと5目、これは新規計上ということになっております。

それから3項の自己負担金収入でございます。1目自己負担金収入 176万 2,000円の減額。それぞれ内訳記載のとおりでございますが、なお、下の短期入所と施設介護この2つにつきましては、社会福祉法人等の利用者負担軽減措置による2分の1の利用料減免によるものでございます。

8ページでございますが、7款寄附金、1項、1目サービス事業費寄附金でございます。施設介護サービス事業の寄附金6件分でございます。

それから次のページですが、8款の繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金 591 万円でございます。内訳は居宅支援サービスに 328万 7,000円、通所サービスに 333万 3,000円、訪問入浴サービスに 133万 7,000円、短期入所に 4万 3,000円、それぞれ増。それから施設介護サービスにつきましては 209万円の減額ということで、トータルとして 9,601万円とさせていただこうとするものでございます。

続きまして10ページでございますが、9款諸収入、1項雑入、1目雑入でございます。80万円社会福祉法人等利用者負担軽減措置に関する補助金収入ということになっております。

続きまして歳出でございますが、1款サービス事業費、1目居宅支援サービス事業費 220万 5,000円の増。以下それぞれサービス事業ごとの人件費の調整を含みます支出のそれぞれの増減でございます。15ページ以下に給与費の明細書を添付してございます。それぞれ説明は申しわけございませんが省かせていただきますのでご参照願いたいと存じます。

続きまして、2項の施設サービス事業費でございますが、1目施設介護サービス事業費 195万 1,000円の減額であります。内訳は節説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第 117号の説明を終わらせていただきます。

議案第 110号からこの 117号まで大変雑駁な説明ではございましたけれども、種々ご審議の上ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長 水道課長。

水道課長 続きまして、議案第 118号 平成13年度厚岸町水道事業会計補正予算の内容について説明いたします。

第1条、平成13年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。主な建設改良事業でございますが、配水管布設替え等事業といたしまして、76万 3,000円を減額し、1億 1,188万 6,000円とするものでございます。

浄水場整備事業といたしまして、77万 1,000円を減額し 4,052万 3,000円とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正でございますが、収入では1款水道事業収益、2項営業外収益でございますが、213万 6,000円を増額し、3,093万 6,000円とするものでございます。

支出では1款水道事業費用、1項営業費用でございますが、188万 8,000円を増額し、2億 783万円とするものでございます。

2項営業外費用では、22万 7,000円を増額し、4,823万 5,000円とするものでございます。

3項特別損失では8万 2,000円を増額し 108万 7,000円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では1款資本的収入、1項企業債では 490万円を減額し、1億 1,990万円と

するものでございます。

3項出資金では80万円を減額し、590万円とするものでございます。

次のページをお開きください。

6項補償金として420万円を増額し、736万円とするものであります。

支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費では157万9,000円を減額し、1億7,891万6,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。

第4条でございますが、その結果、資本的収入、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,875万5,000円は過年度分損益勘定留保資金1,015万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,007万8,000円及び当年度分消費税、及び地方消費税資本的収支調整額852万円を補填するものでございます。

予算第3条、第4条の収入及び支出については10ページからの補正予算説明書により説明いたします。

10ページをお開きください。

収益的収入でございますが、1款、2項、1目では200万円の増でございます。これは尾幌分水ほか補助で道路改良に伴う配水管布設替え分起債利息でございます。

3目では13万6,000円の増で、有効期間満了に伴うメーター器売り払いの増でございます。

収益的支出でございますが、1款、1項、1目では7万7,000円の増で、主なものは8節の備消耗品費で24万5,000円の増。これは春先に発生する異臭気対策としてアンモニア性窒素の分解除去を目的とした実験用の攪拌槽の購入費用でございます。

16節では1万1,000円の減で水質検査で6,000円の減、重油地下タンクの検査が5,000円の減となるものであります。

17節では、15万7,000円の減で水道施設管理委託で事業費決定によります25万1,000円の減となりますが、浄化槽保守点検ほかで取水場の汚泥除去費で9万4,000円の増となるものであります。

2目では、20万4,000円の増で、8節備消耗品費は末広地区の自動検針システムのメーター器の内部にリチウム電池が内蔵されており、地区50戸の電池交換費用として13万3,000円増のほか公用車、バンでございますけれども、このラジエーター

等の補修費として7万1,000円の増となるものであります。

4目では、164万6,000円の増であります。主なものは3節の超過勤務手当、漏水事故及び配水管切り替え等の要因で115万円の増でございます。

4節の共済組合納付金では18万3,000円の増、さらに18節の総合行政情報システム借上料として水道課でパソコン3台、及びソフトウェアの賃貸料が23万4,000円の増額でございます。

次のページをお開きください。

26節では水道料金還付の増で、これは過誤納によります還付金23万2,000円の増額でございます。その他につきましては、節説明欄記載のとおりでございます。

5目では、3万9,000円の減で節説明欄記載のとおり減価償却費の減であります。

2項、3目では22万7,000円の増で、消費税及び地方消費税の増額でございます。

3項、3目では8万2,000円の増額で、これは過年度分メーター負担金不納欠損で、平成4年度に設置した株式会社北洋ミールのメーター負担金でございますが、すでに会社は存在せず、徴収が不可能となっていることから不納欠損を計上するものでございますが。

資本的収入でございますが、1款、1項、1目では490万円の減で事業費決定による減が9事業で690万円となりますが、新たに道道床潭筑紫恋線の局部改良事業で配水管が支障となるため北海道から移設要望がありまして、配水管の布設替えをしなければ改良工事ができないため、布設替え工事費として200万円を増額し、差し引きで490万円の減額補正をお願いするものであります。

3項、1目では80万円の減で、老朽石綿セメント管の更新事業決定に伴う一般会計出資金の減でございます。

次のページをお開きください。

6項、1目では420万円の増で、道道床潭筑紫恋線局部改良工事に伴う配水管布設替え口径150ミリメートル、延長275メートルの工事に対する補償金でございます。

資本的支出ですが、1款、1項、1目では153万4,000円の減でございます。これは工事発注による事業費決定によります減が9事業で812万9,000円の減となりますが、一般国道白浜町配水管布設工事その2で39万5,000円の増。道道床潭筑紫恋線配水管布設替え工事で620万円の増となり、差し引きで153万4,000円の減額

補正を行うものであります。

2目では4万5,000円の減で、普通旅費の減でございます。

2ページをお開きください。

第5条企業債の補正でございます。

配水管布設等事業といたしまして490万円を減額し、1億1,990万円とする内容でございます。起債の方法、利率、償還については変更ございません。

第6条、他会計からの補助金でございますが、1号の消火栓維持管理補助は増減ございませんが、2号の尾幌分水ほか補助といたしまして、200万円を増額し、合計で3,037万5,000円とするものであります。

以上が平成13年度厚岸町水道事業会計補正予算の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、6ページから9ページが給与費明細書、15ページから16ページが貸借対照表でございますが、説明を省かせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
病 院  
事 務 長

病院事務長。

上程いただきました議案第119号平成13年度厚岸町病院事業会計補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず1ページをお開き願います。

総則であります。第1条、平成13年度厚岸町病院事業会計の補正予算は次に定めるものであります。

業務の予定量であります。第2条。

第2条予算と業務の予定量を次のとおり補正するものであります。

患者数であります。年間患者数につきましては60名の減で3万1,294名とするものであります。外来患者数につきましては1,869名増の8万6,150名とするものであります。おおむねこの増の内容につきましては内科、外科による増の内容であります。合わせまして1,809人の増で11万7,444人とするものであります。

1日平均患者数でございますけれども、入院患者につきましては86名そのとおりでございます。外来患者につきましては11名の増で355人とするものであります。合わせまして11名の増の441名と1日患者数の内容であります。

2の主な建設改良事業でございます。補正予定でございますけれども、1,541万

4,000 円の増額で 2,541万 4,000円となるものでございます。

主に増の内訳につきましては、国庫補助金の特定防衛施設周辺整備調整交付金による医療機械の整備でございます。内容につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

次の第3条に定めた収益的収入及び支出並び第4条に定めた資本的収入及び支出については、11ページから15ページの補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

収益的収入であります。

第1款の病院事業収益。 3,511万 6,000円の増で10億 8,763万円とするものであります。

1項の事業収益 4,615万 8,000円の減額で、12億 1,035万 1,000円とするものであります。

1目入院収益であります。 4,831万 5,000円の減額で6億 7,911万 3,000円の計上でございます。この内容につきましては延べ入院患者数3万 1,294人で1日平均約2万 1,701円で6億 7,911万 3,000円で 4,831万 5,000円の減額となるものでございまして、内容につきましては入院患者数61人の減で 139万 2,000円の減と患者1人当たり平均単価 1,499円の減で 4,692万 8,000円の減合わせまして 4,831万 5,000 円の減額となるものでございます。この平均単価の減の内容につきましては、診療内容による単価の減でございます。

次、2目外来収益でございます。 353万 5,000円の増額であります。延べ外来患者数8万 6,150人で、1人平均 5,508円で4億 7,452万 3,000円で 353万 5,000円の増であります。この増の内訳でありますけれども、外来患者数 1,869人の増で、1,029万 5,000円の増。患者1人当たりの平均単価80円減で 676万円の減で合わせまして 353万 5,000円の増となるものであります。

次、3目その他医業収益であります。

1節の室料差額収益であります。84万 9,000円の減額であります。この辺につきましては特別室 212床減で84万 9,000円の減額となるものであります。

3のその他医業収益であります。52万 9,000円の減額であります。これにつきましては衛生材料費、衛生材料の減、保険請求事務手数料ほかの増によりまして52万

9,000円の減額となるものであります。

2項の医業外収益であります。8,127万4,000円の増額で3億7,727万9,000円  
であります。

1目受取利息及び配当金であります。26万6,000円の減額で10万4,000円とする  
ものであります。

1節預金利息であります。定期預金利息ほか10万4,000円で26万6,000円の減で  
あります。これにつきましては定期預金利息の減額であります。

2目の患者外給食収益であります。6万3,000円の減額であります。患者外給食  
収益307万3,000円で6万3,000円の減であります。これは患者外給食227食減で  
6万3,000円の減額となるものであります。

次、他会計補助金であります。8,160万3,000円の増で3億6,786万9,000円で  
あります。これはこのたび地方公営企業の経費の負担区分にもとづきまして項目を  
整理させていただいております。そういう中で、その他運営費補助増等による増額  
でございます。

（「済いません。もうちょっと大きい声でお願いします」の声あり）

はい。12ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款の病院事業費用3,603万3,000円の増額で、15億8,677万3,000円の計上で  
あります。

1項医業費用であります。3,765万4,000円の増額で、14億5,838万円の計上で  
ございます。

1目給与費であります。

1節医師給608万円の減額であります。これにつきましては医師未採用による減  
額となっております。整形外科を1名確保するところでございますけれども、大  
学等に要請もしておりますけれども、まだ採用に至っていない状況による減であ  
ります。

2節の看護婦給であります。122万3,000円の減であります。これにつきましては  
採用5名、退職3名による増でございます。

2の医療技術員給であります。26万6,000円の増額であります。これにつきまし  
ては昇給月の変更ほかのによる増であります。

病 院  
事 務 長

4節の事務員給であります。2万3,000円の増であります。これは昇給月変更による増であります。

次に、7節の医師手当であります。306万3,000円の減額であります。これは医師未採用とまた期末手当減による減額であります。

8節の看護手当であります。180万5,000円の減額であります。これは期末手当減等による減額であります。

9節医療技術員手当であります。12万4,000円の減額であります。これも期末手当等による減額であります。

10節事務員手当であります。17万2,000円の減額であります。これにつきましても期末手当減ほかによる減額であります。

11節技術員手当につきましても、8,000円の減額であります。これにつきましても期末手当減のほかによるものであります。

12節労務員手当であります。1万6,000円の減額であります。これにつきましても期末手当等による減額であります。

13節の諸手当でございます。579万6,000円の減額でございます。これにつきましては超勤手当の10万9,000円増、また管理職手当の186万7,000円、また宿直手当の387万6,000円の減等によりまして579万6,000円の減額となっております。

14節の賃金であります。2,048万2,000円の増でございます。このものの内容でございますけれども、嘱託職員の減額455万3,000円。これは当初嘱託を予定したものが臨時の方に採用になった等による減額であります。また臨時職員でありますけれども、労務員の採用等による4名等の増員でありまして、890万2,000円の増となっております。

そのほかに出張医の増であります。1,007万5,000円の増額となっております。これは出張応援、また手術等、また土日の出張医による増額であります。

15節の報酬でございます。これは運営委員会の報酬による増であります。

16節であります。法定福祉であります。482万2,000円の減額であります。これは共済組合、退職手当組合の減等によるものであります。

次、13ページをお開き願います。

2目の材料費であります。203万4,000円の減額で、2億7,291万6,000円の計上であります。

1 節薬品費であります。 953万 5,000円の増額であります。診療収入の12.3%で 953 万 5,000円の増となっております。この内容につきましては患者数 1,809人の増で 227万 6,000円の増。また1人当たり薬品費が63円増で、 725万 9,000円増で合わせまして 953万 5,000円の増となっております。

2の診療材料費でございます。1,320 万 3,000円の減額であります。診療収入の 8.5 %で、 1,320万 3,000円の減額となっております。患者数 1,809人増で 155 万 9,000円の増、1人当たり診療材料費が1日1人当たりの診断費が 128円減で 1,476 万 2,000円の減となりまして、合わせまして 1,320万 3,000円の減となっているものであります。

3 節の給食材料費であります。 163万 4,000円であります。これは 2,172万 6,000 円となりまして 163万 4,000円の増となるわけであります。内容につきましては食数が 7,076食増で 169万 3,000円の増と。そうすると1人当たり給食材料費が1円減で、 5万 9,000円減で合わせまして 163万 4,000円の増となっているところでございます。

3 目の経費であります。 1,695万 5,000円の増で1億 8,541万 2,000円の計上であります。

2 節旅費・交通費であります。 187万 1,000円の増額であります。これにつきましては、業務打ち合わせ旅費、出張医旅費等合わせましての増額であります。

3 節消耗品費であります。 130万 1,000円の増額であります。これにつきましては事務用品、管理用品等による増額となっております。

4 節の消耗備品であります。 190万 3,000円の増額であります。これにつきましては管理用の備品等でありまして、パソコン等のほかによる増額であります。

6 節の燃料費であります。 110万 1,000円の増額でございます。これにつきましては、A重油90万 4,000円増ほかガソリン等による増等であります。

7 節の食料費であります。18万円の増であります。これにつきましては給茶器用によるお茶の増等であります。

8 節であります。印刷製本費であります。29万 4,000円の増額であります。これにつきましては検査伝票のほか印刷用紙の増額であります。

9 節であります。手数料19万 4,000円の増額であります。これにつきましてはクリーニング代、医療廃棄物処理料等の増減等によります内容であります。

11節の保険料であります。1万9,000円の減額であります。これは自動車保険ほかの減額であります。

12節の修繕費であります。201万5,000円の増額となっております。これにつきましては病院駐車場入り口の舗装切り下げ工事ほか等による増額となっております。

13節であります。11万5,000円の減額であります。職員の白衣購入費ほかの減額であります。

14節であります。使用料であります。541万6,000円の増額となっております。この主な内容でありますけれども、病院管理システム、これは事務機使用料でございますけれども、検診システムのソフト導入によりますのが主な内容であります。また、カルテの検索システムの導入によるのが42万8,000円、また、酸素濃縮装置170万円の増、あと検査システムの導入による増が71万2,000円となっております。合わせましてその他116万4,000円等も合わせまして今回の増額とさせていただきます。

15節の委託料でございます。263万1,000円の増額を見ております。主な内容は臨床検査委託料の336万円の増と、それと医療事務の委託が契約によりまして約142万円減額しております。そういうものを合わせまして263万1,000円の増額をしております。

次、14ページをお開き願います。

雑費でございます。18万3,000円の増額でございます。これにつきましては広告料ほかによる増額であります。

4目減価償却であります。2,127万6,000円の増額で、2,291万4,000円とするものであります。

節でありますけれども、1節、建物減価償却費につきましては1,182万7,000円の増。

2節の機械備品減価償却につきましては850万2,000円の増。

3節の構築物減価償却につきましては87万5,000円の増。

4節の車両減価償却につきましては7万2,000円の増となっております。ちなみに今回2,291万4,000円の増額をさせていただいたわけでございますけれども、これは総額で減価償却の13年の計上見込みは1億910万5,000円となっております。

そのうちの今回 2,291万 4,000円を、約21%計上させていただいたところがございますけれども、残りにつきましては3月で計上させていただく予定としております。

5目の資産減耗費でございます。9万 7,000円の増額でございます。これにつきましては医療機械の償却による内容でございます。6点ほどの備品等そのほか棚卸資産減耗による増額であります。

6目の研究研修費であります。115万 6,000円の増額でございます。1節図書費でございます。22万 8,000円の増額であります。これにつきましては医学図書費等によります増額となっております。

2節の旅費交通費であります。79万 4,000円の増額であります。これにつきましては医学学会旅費等研修会旅費等による増額となっております。

3節であります。研修雑費であります。13万 4,000円の増であります。これは学会参加費、研究会参加費による増であります。

次に2項の医業外費用であります。162万 1,000円の減額で1億 2,809万 2,000円の計上であります。

1目支払利息及び企業債取り扱い諸費とあります。33万 8,000円の減額で1億 198万 5,000円の計上であります。

1節であります。企業債利息24万 8,000円の減額であります。これは病院事業債償還利息の減額であります。

2節につきましては一時借入金利息であります。一時借入金利息9万円の減額をするものであります。

3目の医療技術員確保対策費であります。67万 7,000円の減額であります。これは医療技術員確保対策費に要する対策費でありまして、医師派遣料、これは釧路医師会の循環器内科の派遣料が減額になっておりますので、それ等による減額であります。

4目の雑損費であります。53万 3,000円の減額で1,296万 9,000円の計上であります。これは固定資産の購入にかかる消費税117万 3,000円の増。また貯蔵品購入による消費税でございますけれども、診療材料費等が減額になっておりますのでそれ等による170万 6,000円減額になっておりまして、合わせまして53万 3,000円の減額の内容であります。

5目の消費税及び地方消費税でございます。7万 3,000円の減額で158万 6,000

円の計上であります。これは12年度の確定によるものの減額であります。

次、15ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1 款資本的収入であります。1,329万2,000円の増額で、2,329万2,000円の計上であります。

1 項企業債であります。90万円の減額で910万円の計上であります。

1 目であります。企業債の90万円の減額で910万円の減額であります。これにつきましては医療機械整備事業等による最終的に計数整理をしております90万円の減額となるものであります。

2 項の補助金であります。1,419万2,000円の増で、1,419万2,000円の計上であります。これにつきましては国庫補助金の増であります。内容につきましては1 節防衛庁施設周辺整備補助金であります。1,419万2,000円の計上であります。

資本的支出であります。

1 款資本的支出であります。1,541万円の増額で、1億2,941万5,000円の計上であります。

1 項建設改良費であります。1,541万4,000円の増額で、2,541万4,000円の計上であります。

1 目固定資産購入費であります。1,541万4,000円の増額で2,541万4,000円あります。これは1 節機械備品購入費1,541万4,000円の増額であります。この2,541万円の内訳でございますけれども、お手元の議案第119号の説明資料で13年度の医療機械器具購入事業内訳をお手元に配付させていただいておりますのでお開きを願いたいと思います。

特に1 枚目の方は当初起債で購入するということで予定したものが主なものでございまして、2 ページ目の12番目からナンバー17が今回国庫補助金で14年度前倒しで今回購入しようとする内容でございます。

ナンバー12でございますけれども、内視鏡の洗浄器1台225万3,000円。13番目の内視鏡画像記録装置一式90万円、14番目の人口呼吸器1台が441万円、ナンバー15、呼気ガスモニター1台189万2,000円。ナンバー16でございますけれども、高周波照尺電源装置一式94万5,000円。ナンバー17、回診用エックス線撮影装置1台450万円が今回の主な内容でございますので、用途等についてはこの記載のとおり

でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億690万3,000円は当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額4万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億607万8,000円で補填をさせていただき内容でございます。

2ページにお戻りいただきたいと思えます。

2ページの企業債でございます。5条でございます。

予算、第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものであります。

起債の目的であります。医療機械整備事業であります。限度額でございます。今回補正額90万円を減額し、910万円とするものであります。適用でございますけれども、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

3ページをお開き願います。

第6条であります。議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。第6条の予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費を次のとおり補正をするものであります。

職員給与費であります。補正予算額20万4,000円の増額で9億6,976万2,000円とするものであります。

第7条他会計からの補助金であります。予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助する金額を次のとおり補正するものであります。これにつきましては今回地方公営企業の経費の負担の原則に基づきまして、補助金の項目を整理させていただいたものであります。

区分であります。企業債償還利子補助24万9,000円減額で1億・・・

(「読まなくてもいいって。ここに書いてあるもの。30分以上かかっているぞ、これ。」の声あり)

失礼しました。ここに記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

なお、6ページの平成13年度厚岸町病院事業会計補正資金計画書、7ページから10ページの平成13年度厚岸町病院職員補正給与費明細書、16ページから17ページの平成13年度厚岸町病院事業予定貸借対照表については説明を省略させていただきますのでご参照願いたいと思えます。

以上、簡単な説明でございますけれども、ご審議をいただきましてご承認いただ

病 院  
事 務 長

議 長

きますようよろしくお願ひいたします。

本10件の審査方法について、お諮りします。

議 長 本10件の審査については、議長を除く19人の委員をもって構成する平成13年度各  
会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長を除く19人の委員をもって構成する平成13  
年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに  
審査することに決  
定いたしました。

本会議を休憩します。

休憩時刻 14時59

分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 15時00分

議 長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 15時00分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年12月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員